



# 横浜市人権施策基本指針 改訂版

平成 29 年 1 月

横浜市



# はじめに

横浜市は安政5年（1859年）の開港以来、多様な文化が行き交い、多様性を尊ぶ、日本を代表する国際港都として発展してきました。

それから150年以上が経過し、また「人権の世紀」と言われる21世紀になって既に15年以上が経ちました。人々のつながりがグローバル化する一方で、全ての人について尊重されるべき「人権」に関わる問題は後を絶ちません。「人権」は、人間が人間らしく生きる権利であり、誰もが生まれながらにして持っている権利であるにもかかわらず、依然として差別や偏見、いじめなどといった問題が、日常的に起きています。

横浜市では、人権尊重の社会づくりへの取組を率先して進めるため、平成10年（1998年）に「横浜市人権施策基本指針」を策定しました。そして平成23年（2011年）には改訂を行い、本指針に基づき、人権尊重を基調とした市政を推進してきました。

しかしながら、今般、インターネットを通じた問題やハラスメント等、新たな人権問題が顕在化しており、同時に多様化・複雑化も進んでいます。また、人権に関する各種法整備が進められるなど、人権をめぐる社会情勢は大きく変化しています。加えて、平成32年（2020年）には、人権尊重を原則とした「オリンピック憲章」を掲げた、第32回オリンピック競技大会（2020／東京）・東京2020パラリンピック競技大会が、開催されます。

こうした状況を踏まえて、このたび、本指針の再改訂を行いました。

今後とも、「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」の実現を目指して、本指針を携え、市民の皆様の御理解と御協力のもとに、より一層の人権施策の推進に努めていきます。

平成29年（2017年）1月

横浜市長 林 文子



# 目次

## 第1章 人権問題についての基本認識

- 1 人権をめぐる国内の取組 . . . . . P 1
- 2 国際社会の取組 . . . . . P 2
- 3 横浜市における人権問題に対する現状認識 . . . . . P 2
- 4 人権の基本的な考え方 . . . . . P 4

## 第2章 人権施策基本指針策定にあたって

- 1 指針策定の背景 . . . . . P 5
- 2 指針の位置づけ . . . . . P 5
- 3 改訂について . . . . . P 6

## 第3章 人権施策推進の考え方

- 1 基本姿勢 . . . . . P 7
- 2 取組に向けた視点 . . . . . P 8

## 第4章 人権施策推進のための取組

- 1 調査・現状把握 . . . . . P 12
- 2 研修・教育・啓発の推進 . . . . . P 13
- 3 権利擁護システムの構築 . . . . . P 17
- 4 人権ネットワークの形成 . . . . . P 20

## 第5章 様々な人権課題への取組

- 1 女性 . . . . . P 22
- 2 子ども . . . . . P 26
- 3 高齢者 . . . . . P 30
- 4 障害児・障害者 . . . . . P 32

5	同和問題	P36
6	外国人	P38
7	疾病	P40
8	職業差別	P42
9	ホームレス	P44
10	性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）	P46
11	自死・自死遺族	P50
12	インターネット等による人権侵害	P52
13	災害に伴う人権問題	P54
14	その他の課題	P56

## 第6章 市民・地域団体・事業者の皆様へ

1	市民の皆様へ	P60
2	地域団体の皆様へ	P61
3	事業者の皆様へ	P61

## 資料

1	平成27年度『人権に関する市民意識調査』の概要	P64
2	平成27年度『人権に関する市民意識調査』結果（抜粋）	P66
3	主な人権関係法	P70
4	国際人権諸条約一覧	P72
5	用語解説	P73
6	指針改訂に関わる協力団体等一覧	P83

※1 本文記載の人権関係法については略称を使用しています。

※2 ※ の用語は巻末資料「用語解説」に掲載しています。



# 第1章 人権問題についての基本認識

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と呼びかけた「世界人権宣言」<sup>＊</sup> が昭和 23 年（1948 年）の国連総会で採択されて以来、人権に関わる様々な課題に対する不断の取組が続けられています。

## 1 人権をめぐる国内の取組

### （1）人権教育・啓発の取組

国内にあっても、人権侵害の解消は大きな課題となっています。この現状を踏まえて、国では、あらゆる人権問題の解決を目指して取組を進めています。

「人権教育のための国連 10 年」<sup>＊</sup> の取組を受け、国は、平成 9 年（1997 年）、「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」<sup>＊</sup> を策定し、重要課題に積極的に取り組むこととしました。

法的な取組としては、平成 12 年（2000 年）に「人権教育・啓発推進法」<sup>＊</sup> が制定され、人権教育・啓発に関する理念が明示されるとともに、国・地方公共団体・国民の責務が明確化されました。この中で、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記されました。これを受け、平成 14 年（2002 年）には「人権教育・啓発に関する基本計画」<sup>＊</sup> が策定され、人権教育・啓発について総合的・計画的な取組が進められているところです。

### （2）個別の人権課題の解決に向けた法整備

個別分野についても、それぞれ個別法の整備が進められています。（巻末資料 3 参照。）最近では、「部落差別解消法」（平成 28 年（2016 年））、「ヘイトスピーチ解消法」（平成 28 年（2016 年））、「女性活躍推進法」（平成 27 年（2015 年））、「リベンジポルノ被害防止法」（平成 26 年（2014 年））、「障害者差別解消法」（平成 25 年（2013 年））、「生活困窮者自立支援法」（平成 25 年（2013 年））、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年（2013 年））などの人権に関する法令が次々に整備されました。

## 2 国際社会の取組

### (1) 国際連合による条約制定などの取組

国際連合（以下「国連」という。）は、昭和41年（1966年）に、世界人権宣言の理念や精神の実現を目指して「国際人権規約」※ を採択し、それと前後して、「人種差別撤廃条約」※（昭和40年（1965年））、「女子差別撤廃条約」※（昭和54年（1979年））、「子どもの権利条約」※（平成元年（1989年））など30を超える人権関連の条約を採択し、加盟国に批准・加入を求めてきました。

平成5年（1993年）の世界人権会議※ とその成果である「ウィーン宣言および行動計画」※ は、人権こそが最も重要な価値であり、国連を含むあらゆる組織やその活動の方向を決める指針であることを確認しました。

### (2) 国際社会の取組

世界各国でも、国連が設定した「国際婦人年」（昭和50年（1975年））、「国際児童年」（昭和54年（1979年））、「国際障害者年」（昭和56年（1981年））、「世界の先住民の国際年」（平成5年（1993年））などに取り組むことを通して、人権を尊重するための努力が重ねられてきています。

このように、国連をはじめ国際社会において、「人権の世紀」といわれる21世紀にふさわしい世界の実現に向けた歩みが続けられています。

## 3 横浜市における人権問題に対する現状認識

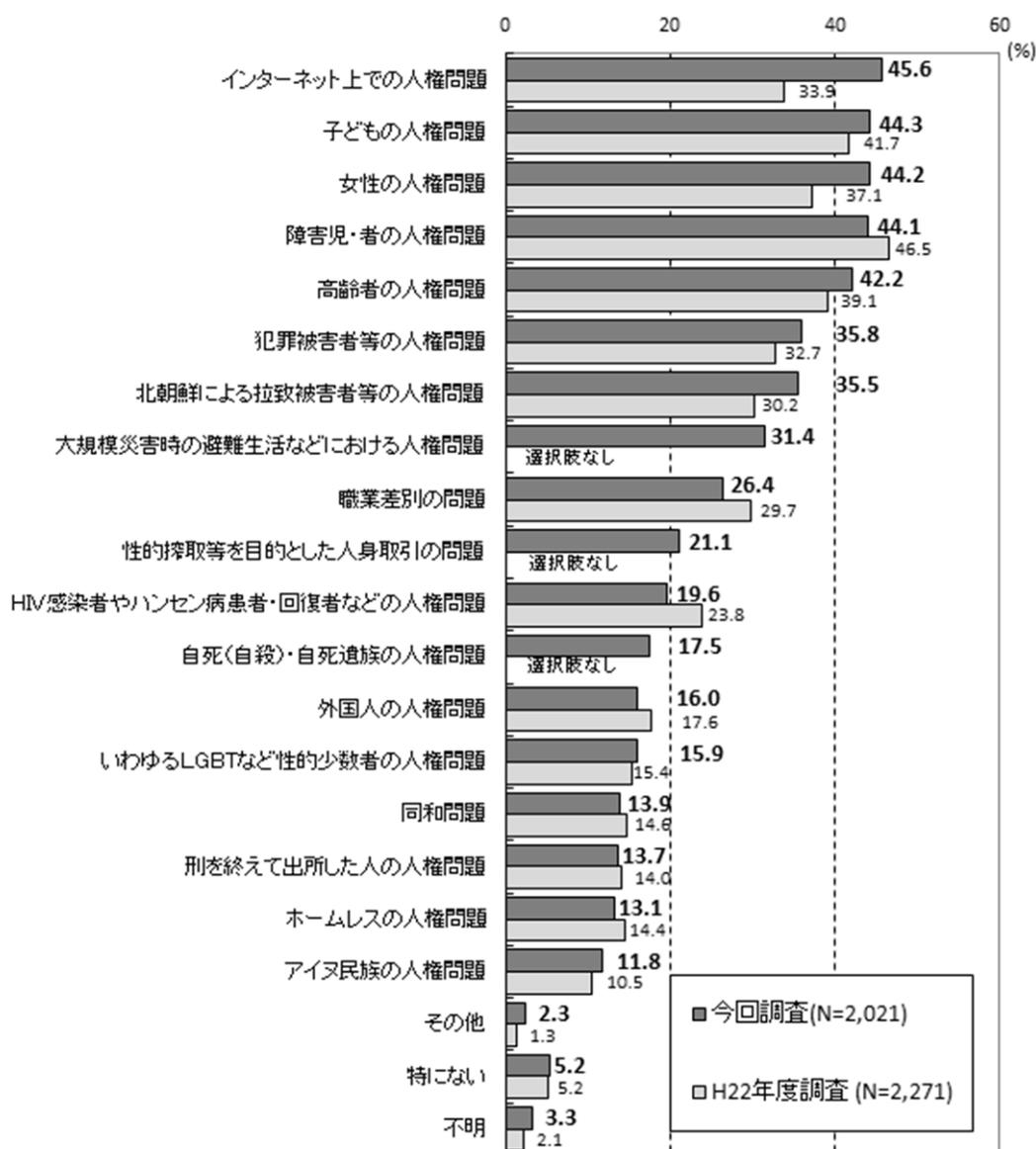
### (1) 人権問題の現状と課題

今日、国際的には雇用のボーダーレス化とともに、経済活動のグローバル化が進展しています。そうした中で、人権尊重に関する企業の役割の重要性について社会的意識が高まり、国際連合人権理事会による「ビジネスと人権に関する指導原則」※ などに見られるように人権を守るためのガイドラインが策定されています。また、国内においては、急激な少子高齢化や家族形態の多様化、雇用の規制緩和による性別や世代を問わない非正規雇用の増加、地域社会における連帯や家族との絆の希薄化など社会構造の大きな変化のさなかにあります。こうした変化は、人々の人権問題に対する意識にも影響を与えます。

そこで横浜市では、市民の人権に関する意識を把握するため、概ね5年ごとに「人権に関する市民意識調査」を実施しています。

平成27年（2015年）に行った調査において、「あなたは、どの人権問題に関心がありますか」

という問いに対しては、①インターネット上での人権問題、②子どもの人権問題、③女性の人権問題、④障害児・者の人権問題、⑤高齢者の人権問題が上位5位を占めました。



平成 27 年度『人権に関する市民意識調査』結果（抜粋）

平成 22 年度（2010 年度）の調査では、「障害者」「子ども」「高齢者」「女性」「インターネット」の順番でしたが、インターネット上の人権問題への関心がこの 5 年間でおよそ 12 ポイント増加した結果となりました。近年、インターネット上の掲示板等への誹謗中傷や特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示などが問題視されていることに加え、多様な分野での利用が進められている SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）※ での人権侵害がたびたび起きていることから市民の関心を喚起することにつながったことがうかがえます。

また、今回の調査で新たに項目とした「大規模災害時の避難生活などにおける人権問題」や「性的搾取等を目的とした人身取引の問題」、「自死（自殺）・自死遺族の人権問題」についても一定の関心が寄せられているなど人権問題に対する関心の対象が広がっていることもうかがえます。

人権に関する社会全体での取組が進展するとともに、これらが報道される機会が増えていること、差別や偏見に苦しんでいる人たちが勇気を持って社会に訴える姿に数多く接するようになったことなどが、市民の人権意識を高めていると考えられます。

## (2) 偏見や差別の要因

人権問題には、それぞれ固有の歴史や背景があり、また、その実態や事象にも違いが見られますが、市民や有識者で構成された「ゆめはま人権懇話会」\* は「人権を尊重する社会をめざして一人権施策推進への提言―」(平成8年(1996年))において、どの人権問題にも偏見や差別の底流には、①知識不足からくる誤解や一方的決め付け②異質なものを排除する心理③異なる価値観の否定④固定化した観念などの心理が働いていると指摘しています。

これらの意識や心理は、その社会における多数者(マジョリティ)や優越的な立場にある人々の間で、それが当然であるかのように意識化され、少数者(マイノリティ)や劣位に置かれた人々に向けられるために、偏見や差別であると気づきにくくなっています。

また、差別的なものの見方や偏見は、往々にして差別される側に問題や原因があるかのごとく考えられがちです。「提言」が指摘した偏見や差別が生み出される構造は、今日においても変わっていません。

## 4 人権の基本的な考え方

### (1) 個人の尊厳と可能性の発揮

人は、誰もがかけがえのない存在であり、一人ひとりが多様な個性と豊かな可能性を有しています。人権とは、その基盤となる一人ひとりの尊厳と固有の権利です。それらが保障されることによって、人は希望を持ち、努力し、可能性を発揮することができます。

### (2) 相互の人権の尊重

人権は、誰もが等しく持っているものです。全ての人が互いの人権を尊重しあうことが自らの人権が尊重されることにつながります。

# 第2章 人権施策基本指針策定にあたって

## 1 指針策定の背景

国連憲章の前文では、基本的人権の尊重と人間の尊厳の不可侵は人類共通の願いであることがうたわれています。また、「世界人権宣言」の人権に関する基本的考え方は、国際社会において幅広く支持され、その具現化に向けた努力が続けられています。

日本においては基本的人権を保障した日本国憲法に基づいて、これまで人権に関する諸制度の整備や各種施策が推進されてきましたが、今なお、様々な人権問題の解決が、社会全体の大きな課題となっています。

横浜市では、平成8年（1996年）の「ゆめはま人権懇話会」における「人権を尊重する社会をめざして」と題する提言では、人権問題の解決に向けて、横浜市が基本的に留意すべき点として

- ①人権尊重の文化・風土づくりに向けた、豊かな人権感覚をはぐくむための啓発・教育等の取組
- ②人権施策推進の基礎となる人権問題の現状を把握するための取組
- ③人権擁護を進める社会的システムの整備の推進
- ④取組を効果的に進めていくためのネットワークづくり

が掲げられました。

その提言を受け横浜市は、平成10年（1998年）、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点を持って推進するとともに、市民、地域団体、事業者にもその取組を呼びかけるために「横浜市人権施策基本指針」を策定しました。

## 2 指針の位置づけ

### （1）指針とは

本指針は横浜市のあらゆる施策・事業について、人権尊重の視点をもって推進するための基本姿勢を示すとともに、横浜市における人権施策の取組の全体像を明らかにするものです。

横浜市は、一人ひとりの市民の人権が尊重され、市民が社会生活や日常生活の中で互いに人権に対する意識を高め合うことにより、「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指します。

## (2) 横浜市の取組

横浜市は、「横浜市基本構想（長期ビジョン）」※ や「横浜市中期4か年計画 2014～2017」※ といった各種基本計画や行動計画に、本指針の内容を踏まえ人権尊重の視点を盛り込み、人権施策を総合的・体系的に推進することで、人権に関する諸課題の解決に向け全庁的に取り組んでいます。

なお、本指針に沿った人権施策の推進を図るために、人権問題に取り組む市民団体・NPO法人※ などとの意見交換を行います。

## (3) 市民、地域団体、事業者との協働を提唱

人権に関わる問題は市民共通の課題であり、社会全体の課題です。そのため、横浜市は、行政の責務として人権問題の解決に取り組んでいくとともに、社会全体で取り組むために、市民、地域団体、事業者についても本指針の趣旨に賛同いただけるよう働きかけます。そして、ともに人権尊重の社会環境づくりを進めるための協働を提唱します。

# 3 改訂について

横浜市は、平成10年（1998年）に指針を策定後、人権に関わる施策を常に市の重要課題として位置づけ、取組を進めてきました。その後、平成23年（2011年）には人権施策の一層の推進を図るとともに、人権に対する理解と取組を社会全体で深めていくため、最初の改訂を行いました。それから約5年が経過し、今日では、人権問題は極めて多様化・複雑化しており、依然として存在している人権問題のほか、インターネットを通じた人権問題や東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所事故に伴う人権問題、ハラスメント等の新たな人権問題などが認識されるようになりました。また、前回の改訂以降、人権に関する法整備も進んでいる状況です。

このたび、こうした人権をめぐる様々な状況を踏まえ、指針の改訂を行いました。

本指針は、人権問題に関する国等の動向や社会情勢の変化、横浜市が行う「人権に関する市民意識調査」※ の結果等を踏まえ、5年を目途に改訂します。

## 第3章 人権施策推進の考え方

人権問題の解決は、差別的なものの見方・考え方を見つめ直すことから始まります。

人は、それぞれ違う条件の下に生まれます。身体の大きさも皮膚の色も違えば、言葉、生まれ育った国や場所も異なります。人によって得意なことも苦手なこともそれぞれ違います。

そのような違いをお互いに受け入れ、多様性を認め合い、同じ人間として尊重しあうことが、差別をなくし、人権が尊重された社会に近づく第一歩です。

人権問題を解決するとは、差別され偏見にさらされてきた人々のそれまで被ってきた不平等や不公平を解消し、本来等しくあるべき尊厳を回復するという「より公平で公正な社会に近づくための互いのためゆみのない営み」ということができます。

市民一人ひとりの人間としての尊厳が守られる社会の実現のため、横浜市職員は、次の基本姿勢をはじめとする人権に関する認識の上に、取組を行います。

### 1 基本姿勢

#### (1) 人権尊重を基調とした市政

一人ひとりの人権が尊重されることは、誰もが安心して市民生活を営むために欠くことのできないものです。横浜市の施策は、この考え方を基調に計画、執行しており、その意味では全てが人権と関わりがあります。

横浜市は、人権の尊重を市政運営の基調とします。

#### (2) 差別されている当事者の立場に立つ

差別や偏見のために傷つき苦しんでいる人や「生きづらさ」を抱えている人（以下「差別されている当事者」という。）は声をあげにくい場合が多いことから、行政が積極的にその声や意見を聴く努力をしなければ、実情を見過ごしたままとなり、こうした人々の苦しみは続くこととなります。

横浜市は、差別されている当事者の立場に立ち、差別をなくす姿勢で市政運営にあたります。

#### (3) 市政を担う職員の人権意識の向上

人権尊重を基調とした市政を運営するために、職員には豊かな、また、鋭い人権感覚が求められます。すなわち、

- ①人は一人ひとりがかげがえのない存在であること

②誰もが尊厳と固有の権利を持っていること

について十分認識をもつとともに、常に自己啓発に努めることが求められます。

全ての職員は、担当職務に習熟することはもとより、人権感覚を磨き、幅広い人権に関する理解と問題意識をもって業務の遂行にあたります。

#### (4) 地域社会全体の取組への支援

人権問題は、社会の問題として認識されなければ、真の解決には至りません。それぞれの分野における様々な人権に関わる課題を解決していくためには、一人ひとりの市民、地域団体、事業者における主体的な取組が求められます。

横浜市は、そうした取組を積極的に支援していきます。

## 2 取組に向けた視点

### (1) 人権問題への理解を深めるために

#### ア 人権問題を自分の問題として考える

人権問題について、他人事でなく自分の意識や価値観に関わる問題として捉え、考えます。様々な施策の推進も、日々の業務に対する姿勢もここから始まります。

#### イ 「差別されている当事者がいる」ことを認識する

差別されている当事者は、声を出せない苦しさを抱えています。そのことに気付かないことが多いだけで、「差別されている人々がいない」のでも「差別がない」のでもありません。

同和地区出身者や在日韓国・朝鮮人は、自分の生まれや本名を言えずに、また障害や病気のある人々、性的少数者の人々は、周囲にそのことを告げることに深いためらいがあります。私たちの隣にそうした人々が存在しているという認識を持って業務に取り組みます。

#### ウ 差別されている当事者とコミュニケーションをする

差別や偏見は、意識や価値観に関わり、また、それが差別されている当事者に対して「忌避する」「コミュニケーションをしない」という行為となって現れることが少なくありません。

多数者の側にいる人々が、その障壁を取り払う努力をする必要があります。差別されている人々とコミュニケーションをすることが、差別をなくす何よりの第一歩であると認識します。

## エ 差別されている当事者の「思い」を知る

差別されている当事者が、日々生きていく中で「生きづらさ」を抱え込む状況に追い込まれる原因となっているのは、社会の意識、規範、環境などです。

こうした人々が、どのようなことに「生きづらさ」を感じ、傷ついているか、その一つひとつを知ることが気づきとなり、解決への取組に繋がることを認識します。

## オ 差別されている当事者は複合的な困難を抱えていることが多いと認識する

たとえば、障害のある人の場合、移動やコミュニケーションの困難などの日常生活上の課題に加え、就労の難しさがあるように、複合的な困難を強いられている場合が多くあります。

また、見えにくい困難の一つに識字問題\* があります。

特に、市民からの相談を受ける業務などにあっては、相談者の背景にある課題や複合的な困難に対する洞察が大切です。

## (2) 人権問題の取組を推進するために

### ア エンパワメント\* 支援の姿勢で取り組む

人は誰も「自分らしく生きたい」という意欲と希望を持っています。それらがその人固有の力の源泉となります。

社会的に被差別の立場に置かれた人々の場合、差別や偏見などの自己実現を阻害する要因により、様々な断念、自分自身に対する抑圧や「自分はいったい何者か」というアイデンティティ（自分らしさ）の葛藤があります。

そうした人々の思いを受け止め、ともに取り組み、その人自身の力の発揮を支援します。

### イ 様々な立場の人々の視点で考える

施策を検討するにあたっては、第一に差別されている当事者の声や意見を反映し、併せて様々な立場の人々の視点から考え、それぞれの立場を理解し合いながら互いに歩みよることによって、より良い合意を目指すとともに、誰もが孤立したり排除されたりすることなく、社会に参加することを推進する努力が重要です。

### ウ 人権に関する国内外の取組の動向を把握し、幅広い視点で考える

国連は、近年では「障害者権利条約」\*（平成 18 年（2006 年））、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」\*（平成 19 年（2007 年））を採択するなど常に国際的な推進役を果たしています。

それらを受けて、国内でも政府、各自治体、人権関係団体等の取組が行われています。これらの動向を的確に把握し、幅広い視点から施策を推進していきます。

## エ 国際人権基準の観点から考える

国連には「自由権規約委員会」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会」、「女子差別撤廃委員会」などの組織があります。各委員会は、国に対して人権に関する勧告や一般的意見を出しています。

施策・計画の立案等を行う際には、国連の委員会による勧告や一般的意見に留意し、対応します。

## オ 社会情勢の変化を人権の視点から考える

昨今の厳しい経済状況は、社会的に困難な立場にある人々に、より大きな影響をもたらしており、困難が世代間で連鎖をすることを断ち切ることが求められています。

施策・計画の立案等においては、社会の変化が及ぼす影響を踏まえ、対応します。

## カ 施策等を人権の視点から点検する

かつて、ハンセン病に対する国の施策が偏見や差別をもたらしたように、既存の法令・制度等についても人権の視点から点検を進めていくことが必要です。

新たな施策に取り組む場合は、人権感覚を研ぎ澄ますとともに、絶えず既存の施策の効果等を点検します。

## キ 個別分野の取組と人権全般に共通する課題への取組を連動させる

人権問題は、一人ひとりの内面にある異質なものに対する排除意識や少数者に対する優越意識などの心の在りようへのアプローチが不可欠です。個別分野での取組と併せて、それらの課題に取り組めます。

## ク 市民の意見の把握に努める

様々な人権に関する課題を把握し、研修・啓発などの取組を的確に行っていくために、差別を受けても訴えられずにいる市民の意見の把握に努めます。

また、効果的な研修・啓発のために、定期的に市民の意見や意識の把握を行っていきます。

## ケ 人権関係団体・NPO法人などと行政の協働を推進する

人権問題の取組において、人権関係団体・NPO法人などが、困難を抱える人々に寄り添い、支援を行っています。

行政がその活動を積極的に支援し、連携協力関係を築いていくことは、人権問題の解決に取

り組む上で重要です。人権関係団体・NPO法人などと行政の協働を推進し、社会全体での取組へと進めていきます。

## コ プライバシー保護の徹底と啓発に努める

情報化社会にあって、コンピュータによる各種情報の処理・集積が進んでいます。集積された情報が、外部に漏れることによる個人のプライバシー侵害に対する不安感が高まっています。人権相談などで得たプライバシー情報や行政機関が保有するプライバシー情報については、適正な保護・管理を徹底します。また、職員に対してプライバシー情報に対する重要性の認識を一層高めるよう、研修を推進します。

さらに、関係機関、市民へも人権擁護の基礎であるプライバシー保護の重要性の啓発に努めます。

プライバシーの保護は、人権を守る上で最も重要な要素の一つです。しかし、プライバシーを重視するあまり、子どもや高齢者の虐待などの人権侵害を見過ごし、結果として重大な被害を生じてしまう事例が数多く発生しています。これらの情報については、早期に、かつ適正に関係機関に届くことの重要性を啓発していきます。

## 第4章 人権施策推進のための取組

### 1 調査・現状把握

人権問題の多くは、見えにくく、気づきにくいことから偏見や差別により苦しんでいる人々が置かれている状況を周囲の人が認識することの難しさがあります。依然として社会の中には様々な偏見や差別が存在していますが、その実情や社会が取り組むべき課題は十分明らかになっていないのが現状です。

例えば、障害者や高齢者の中には、人権侵害の場面にあっても自らの意思を十分に伝えることができない状況にある人がおり、表面化している事例は必ずしも多くはありません。

また、同和問題、外国人に関する問題などについても、その実情が十分明らかになっているとは言えません。

さらに、家庭等の私的領域で起こる家庭内暴力や虐待などの問題は、プライバシーとの関係で判断が難しいとされ、明らかになりにくいとの指摘があります。

こうした人権侵害の解決に向けて効果的な施策を進めるためには、これらの問題を的確に把握し、偏見や差別により苦しんでいる人々の立場に立って迅速に取り組むことが必要です。

横浜市では、これまでも定期的な「人権に関する市民意識調査」や分野ごとの生活実態調査などを通して現状把握を行ってきましたが、今後も、各種の調査を通して市民意識の動向を把握するとともに、相談・対応事例の検証・蓄積などによって、よりの確な現状把握に努めます。

#### (1) 調査と現状把握

##### ア 啓発事業におけるアンケート調査

啓発事業に参加した方々に対して、人権に関するアンケート調査を行い、効果的な事業の推進に活用します。

##### イ 人権関係団体・NPO法人などとの意見交換

差別されている当事者や、その支援等の活動に従事する人権関係団体・NPO法人などで構成された「横浜市人権懇話会」\* での意見交換などを通じて、実態把握に努めます。

##### ウ 定期的な市民意識調査

幅広い人権問題の実態を踏まえて各施策を推進する必要があるため、様々な角度から人権問題を把握する定期的な調査を実施し、より正確な実態の把握に努めます。

## 2 研修・教育・啓発の推進

私たちの社会が進展・成熟していくために必要な人権に関する様々な取組が進められています。しかし、依然として私たちの社会には人権に関わる課題が存在し、また、新たな課題も出現しています。横浜市においても、国際化・高齢化・情報化の更なる進展に伴い、「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」の実現が大きな課題となっており、新たに「格差」の拡大が社会的な課題として指摘される中で、生活基盤の弱い人々への対応が喫緊の課題としてクローズアップされてきています。

偏見や差別の要因は、その多くが誤った認識や知識の不足などにあるといわれています。これらの要因を取り除くためには、市民一人ひとりが日々の生活の中で、人権の大切さを理解し、人権意識を高める努力をすることが、何よりも重要なことです。また、このことが「共生の心」の醸成にもつながることになります。

人権に関する市民意識調査の結果（巻末資料2参照。）からも、多くの市民が差別された経験をもっていることがうかがえます。差別をなくす取組を進めるためには、差別されている人々の視点に立って、その解決を図っていく必要があります。このため、まず職員及び教職員などが、人権問題を解決する社会的な責務を自ら強く認識し、何よりも自らの人権感覚を高めるために人権研修に積極的に参加します。

そして、市民が主体的に、また、様々な年齢層や生活様式の方々が参加できる啓発活動を推進します。学校教育においては、引き続き子どもの発達段階に応じた人権教育を推進します。

なお、これらの取組については、国内外の人権施策などとの整合性を図るとともに、国などの関係機関をはじめ人権関係団体・NPO法人などとも連携・協力しながら着実な推進を図ります。

### （1）研修

#### ア 横浜市職員の人権研修の充実

全ての職員が人権問題を正しく理解し、自分の問題として捉え、それぞれの分野においてその解決に向けて取り組むよう、人権研修を充実します。そのために、引き続き「横浜市職員人権啓発研修推進要綱」（平成2年（1990年））による研修の充実に努め、日常の業務に反映できるよう職場内研修を推進します。

また、業務の性格上、人権に対する十分な認識や取組姿勢が求められる各種相談業務や戸籍等業務に従事する職員に対する人権研修を推進します。

#### **取組の考え方（例示）**

- ・ 日常業務に関連した人権研修
- ・ フィールドワーク（現場学習）などの体験型、参加型研修の導入

### **イ 教職員の人権研修の充実**

子どもたちの人格形成や豊かな人権意識を育む上で、教職員の果たす役割は極めて重要です。学校教育の場において一人ひとりの子どもの人権を尊重し、人権教育を推進するためには、教職員一人ひとりが豊かな人権感覚を身につけ、子どもたちの発達段階に応じて人権教育に取り組むことが必要です。

そのためには、教職員一人ひとりが人権問題を自らの問題として認識し、一人ひとりの子どもを大切にするとともに、様々な背景をもつ子どもたちの思いを受け止められるよう教職員に対する人権研修を充実します。

#### **取組の考え方（例示）**

- ・ 様々な人権問題について、自分の問題として考える研修の推進
- ・ 男女共同参画、障害、同和、外国人、職業差別、性的少数者など、それぞれの状況について十分な理解を求められている人権課題についての研修の充実と指導的人材の育成
- ・ 子どもの発達段階に応じた実践的な人権教育の推進のための研修

### **ウ 保健・医療・福祉等専門職員の人権研修の充実**

横浜市において、人権に関わりの深い業務に従事する保健・医療・福祉等専門職員に対する人権研修の取組を充実します。また、研修内容の充実や研修効果を高めるため、関連部署の間の情報交換等に努めます。

#### **取組の考え方（例示）**

- ・ 職場ごとの専門職員の人権研修
- ・ 職種ごとの専門職員の人権研修
- ・ 民生委員児童委員等福祉保健関係団体の人権研修取組の支援

### **エ 事業者などによる人権研修の取組支援**

横浜市の外郭団体や指定管理事業者はもとより、民間事業者においても、保健・医療・福祉等専門職員など、人権に関わりの深い業務に従事する方々に対する人権研修に取り組むようお願いいたします。

なお、横浜市は、研修内容の充実や研修効果を高めるため、研修教材の貸出しや研修の実施に際して相談に応じるなどの支援を行います。

## **(2) 教育**

### **ア 人権教育の推進**

学校では、人権に関わりのある様々な課題に対応するため、各校に人権教育推進担当者を配置するほか人権教育の全体計画を作成して、人権教育の推進に取り組んでいます。また、全教育活動を通じて、差別をなくす人権教育を推進するとともに、目の前の一人ひとりの子どもの課題を、「だれもが」「安心して」「豊かに」の視点で子どもの課題の解決を目指します。

### **イ 人権が尊重される教育環境づくり**

人権尊重の精神を基盤とする人権教育の推進により、自分が大切にされていると感じることができるとともに、教育環境づくりに努めます。

### **ウ 児童の権利に関する条約の周知**

子どもの人権を尊重することを目指す「児童の権利に関する条約」の理解を深めることは、人権教育の主要な柱です。「いじめ」や「体罰」をなくしていくためにも、条約の内容などについて学校、家庭、地域への周知を図ります。

### **エ 人権教育カリキュラムなどの工夫と充実**

子どもの発達段階に応じて、様々な人権課題に対するカリキュラム開発を全ての教科を対象に検討し、学校の教育活動全体を通じて人権を尊重する意識を育てるとともに、一人ひとりの人格を大切にするとともに、人権教育の充実を図ります。

### **オ 教育手法の工夫**

子どもたちが、人権問題を身近な問題として捉え、人権を尊重する意識を高めることができるよう、体験型教育プログラムを活用するなど、教育手法の工夫を図ります。

### **カ 子どもの意見の尊重**

子どもの人権を尊重した教育を進めていくためには、子どもの意見を聞く機会を確保するとともに、意見を尊重することが重要です。学校でも家庭や地域においても子どもの年齢や発達段階に応じて意見が尊重される社会づくりに努めます。

### **キ 学校と地域社会が一体となった人権教育の推進**

人権教育は、学校活動の中でのみ行えば十分であるというものではありません。人権教育の推進には学校・家庭・地域とが一体となった取組が不可欠です。様々な分野において学校と地域社会が

一体となった人権教育の取組を推進します。

#### **ク 市内の大学などへの働きかけ**

市内の大学などにおける人権に関する教育・啓発活動のより一層の取組について要請します。

#### **ケ 生涯学習における人権教育の推進**

生涯学習は、日常生活の中で市民自らが行うものであり、その学習内容及び学習課題は広い範囲で多岐にわたっています。生涯学習における人権に関する市民の主体的な学習を支援します。

また、生涯学習の一環として提供する講座・講演会等においても積極的に人権をテーマに取り上げます。

### **(3) 啓発**

#### **ア 自己啓発やエンパワメントの取組支援**

人権啓発においては、一人ひとりが主体的に取り組むことが重要です。横浜市は、市民が主体的な自己啓発や学習に取り組めるよう支援します。

また、差別や偏見に苦しんでいる人々が本来持つ権利を認識し、自分自身の課題の解決や主体性の発揮に向けて行う取組を支援します。

#### **イ 参加機会の拡充と情報提供**

横浜市では、多くの人が参加できるよう開催の日時、場所等に考慮し、市民の多様な生活様式に応じた啓発機会を提供します。また、子育て中の人や障害のある人等がより多く参加できるよう、一時保育や手話通訳・要約筆記通訳など会場設営や運営方法等を工夫します。

また、人権に関する情報を提供するために各種メディアとの協力関係を一層推進するとともに、ホームページ・ツイッター（Twitter）などを充実させ、最新の情報にアクセスできる環境を整えます。

#### **ウ 啓発手法の工夫**

横浜市では、従来の聴講型の講演会に加え、様々な手法を取り入れた催しを数多く開催しています。

聴講型の講演会は、いちどきに多くの市民に人権について考える機会を提供できる反面、参加者によっては知識の習得にとどまってしまう場合もあります。

したがって、今後とも、聴講型の講演会と併せて、参加者がともに考え、感動や共感を得ることができるよう啓発手法を工夫していきます。

### 取組の考え方（例示）

- ・ 人権関係団体・NPO法人等との連携・協力による啓発
- ・ 差別を受けている当事者や支援者による啓発
- ・ 福祉施設等との連携・協力による啓発
- ・ 地域イベントなどでの啓発
- ・ 文化・スポーツ活動と連携した啓発

## エ 多様な啓発機会の活用

各区局で実施する講座、講演会等の市民参加事業に併せて、パンフレットの配布や人権パネル展示などを行い、啓発機会の多様化を図ります。

## オ 充実した啓発機会の提供

対象者によりテーマの設定を工夫するなど、より充実した啓発機会の提供に努めます。また、企業等への啓発の更なる充実を図ります。

## カ 啓発効果の評価、点検

人権啓発事業の実施にあたっては、参加者へのアンケートなどを実施し、その回答内容を分析することで事業の実施効果の評価・点検を行い、新たな事業計画に生かします。

## キ 啓発方針の策定など

啓発事業を体系的・計画的に進めることにより事業効果を高めます。このため、「横浜市人権啓発推進計画」（前回改訂：平成24年度（2012年度））の見直しを行います。

## 3 権利擁護システムの構築

人権は、人間が生まれながらにして有するものです。また、人権は、これまで先人たちの多年にわたる努力の積み重ねによって築き上げられてきたものでもあります。したがって、全ての人が人権を尊重され、安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、人権を侵害されている人の様々な相談を受け、適切な機関による救済が受けられるような社会の仕組みが必要です。

横浜市では、国などの関係機関をはじめ人権関係団体・NPO法人などとの密接な連携を図りながら、相談をはじめとする人権擁護体制の充実に取り組みます。また、地域において人権問題に取り組んでいる人権擁護委員については、その制度などを周知するとともに活動への支援を行います。

福祉や教育など分野ごとの相談については、的確な助言・指導ができるよう職員の資質の向上や相談機能の充実を図るとともに、相談機関相互の連携を強化します。

また、人権問題に取り組む人権関係団体・NPO法人などをはじめとした市民・地域などとのネットワークの拡充を図ります。なお、人権を擁護する上で重要な市民のプライバシー保護については、

必要かつ十分な配慮が図られるものとしていきます。

## (1) 権利擁護

### ア 人権を侵害されている人々の権利擁護

生活上の権利の行使や要望を充足し、権利の確保を支援する制度の充実を図ります。また、関係機関や地域の関係者との密接な連携の充実や身近な場所での相談体制・支援策を拡充します。

加えて、自分自身の課題の解決や可能性の発揮に向けて行う取組（エンパワメント）を支援します。

### イ 施設などにおける利用者の人権擁護

福祉、医療関係施設においては、入所者の人権を尊重した対応が特に職員に対して要求されます。施設職員などの人権研修を充実するとともに、入所者に対する人権擁護の徹底を図ります。また、「横浜市福祉のまちづくり条例」に沿って施設の環境整備に努めるとともに、福祉サービスの第三者評価などの活用によるサービスの向上も併せて図っていきます。

その他の市民利用施設についても、指定管理者の第三者評価などの活用により、誰もが気軽に利用できるようなサービス体制の整備や利用者の人権を尊重した施設運営に努めます。

#### 取組の考え方（例示）

- ・利用者一人ひとりの尊厳を大切にされたケア
- ・入所者のプライバシー保護の視点からケア、設備面を点検
- ・人権に視点をおいたケア研修の実施
- ・虐待防止に向けた取組の強化
- ・誰にでも分かりやすい案内表示や設備等の改善
- ・施設等の監査に人権の視点を導入
- ・利用者の視点に立った手続の改善
- ・必要な情報へのアクセス権の保障

### ウ 人権擁護委員活動への支援

人権擁護委員の活動は、人権思想の普及・高揚、人権相談、人権侵犯事件に関する調査、情報収集などが主なものです。その中でも人権相談が活動の中心となっています。

様々な機会を活用して人権擁護委員制度の周知に努めます。

## (2) 相談・支援

### ア 相談機関の周知

人権上の問題が生じている場合に、当事者は、どこに相談すればよいかという問題に直面します。市民に分かりやすい人権相談体制を構築するため、相談機関、窓口について、十分な周知に努めます。

## イ 相談体制の充実

関係機関・団体などの実施主体の垣根を越えて情報提供・連携が図れるよう仕組みづくりを進めます。また、DV<sup>\*</sup> や犯罪被害者からの相談など特に配慮が必要な相談や、外国人からの相談に対する母国語での対応などについて、相談体制を拡充していきます。

### 取組の考え方（例示）

- ・外国人や障害者等に対応できる相談体制の充実
- ・相談事業及び窓口の積極的なPR
- ・専門相談（DV、犯罪被害者、いじめ、性的少数者等）のPR
- ・関係機関・団体間の相互連携

## ウ 相談に関わる人材の育成と研修の充実

相談員は、最初に問題を受け止めることになり、その役割は大変重要です。相談者が複合的な課題を抱えている場合や相談者自身が何が困難の原因なのかが分からないこともあります。

また、相談者が相談員の言動により二次被害に遭うことがあってはなりません。そのため、相談員の育成と研修の充実を図ります。

### 取組の考え方（例示）

- ・研修カリキュラムなどの整備
- ・グループワークなど多様な手法による検討
- ・事業分野別の職員研修
- ・人権関係団体・NPO法人などやボランティアとの情報交換会

## エ 人権関係団体・NPO法人などとの連携による相談・支援体制の充実

NPO法人などの行う活動は、行政だけでは解決できない様々な社会的要望に柔軟かつ迅速に対応できることなど数々の特色があります。人権相談では、これらのノウハウを持つ人権関係団体・NPO法人などと連携・協力して相談・支援体制の充実を図ります。

## オ 相談機関相互及び専門機関との連携

相談機関としての区福祉保健センターや児童相談所であっても、相談内容が広範かつ複雑である場合など、他の専門機関又は専門施設との連携が必要となることが少なくありません。相談機関相互の連携だけでなく、専門機関さらには専門機関相互のネットワークを一層強化することで、適切な対応を行うことができる体制づくりを推進します。

### 取組の考え方（例示）

- ・国、県、市の連絡体制の強化
- ・関係機関のネットワーク（各区福祉保健センター、児童相談所、医療機関、学校、警察、青少年相談センター、家庭裁判所など）の強化

## 4 人権ネットワークの形成

人権問題に取り組む上で最も重要なことは、社会全体で取り組むという合意と人権を擁護するシステムを構築することです。

とりわけ、差別や偏見に傷つき、苦しむ人々に寄り添い支援する人権関係団体・NPO法人などの人権団体の取組には大きな意義があります。これらの団体の活動は、①迅速な対応、②行政が関わりにくい課題への対応、③先駆的な課題への対応など市民の求めに対して柔軟に対応することが可能です。人権問題の解決のためには、これらの団体などをはじめ社会全体がネットワークを構築して取り組むことが重要です。

また、ネットワーク化にあたっては、それぞれの組織の自主性を尊重しつつ機能的に役割を分担して、その特性を生かした連携体制の確立に努めます。さらに、国、県、市の関係機関など行政相互の連携をはじめ、法律的な側面から人権問題に積極的に取り組んでいる弁護士会などとの連携・協力の強化を図ります。

### (1) 市内部のネットワークづくり

横浜市では、本指針に基づき、人権施策の総合的・体系的な推進を図るため、横浜市人権施策推進会議\*を設置しています。

多岐に渡る人権問題に対応するため、関係部署との連携を一層推進します。

### (2) 行政間のネットワークづくり

#### ア 国、県、市町村の関係機関などとの連携・協力

人権施策は国、県、市町村の関係機関がそれぞれの特性に応じた役割分担のもとで、連携を図りながら実施することにより効果的に推進することができます。

このため、国（横浜地方法務局）や神奈川県警察、神奈川県弁護士会など、人権に関わる機関と連携・協力して人権に関する取組を推進します。

また、国に対しては、県や市町村が人権施策を推進するために必要な財政面の適切な支援等の要請も行っていきます。

### (3) 行政と民間とのネットワークづくり

#### ア 人権関係団体・NPO法人などとの行政の協働

柔軟な行動力などの特色を生かして啓発や相談などに取り組む人権関係団体・NPO法人などは、課題解決の原動力の一つになっています。公的機関・制度では対応しきれない多様な要望に応える

ため、双方の役割分担や関係の在り方などを踏まえ、これらの団体と行政の連携・協力を一層推進します。

#### イ 人権関係団体・NPO法人などへの協力・支援

人権を尊重する社会の実現に貢献している人権関係団体・NPO法人などに対しては、その自主性を尊重しながら、協力・支援を行うとともに、ネットワーク化を推進します。

##### 取組の考え方（例示）

- ・ 事業実施のための必要に応じた財政的な支援
- ・ 事業実施のための適切な情報提供
- ・ 相談業務を担当するスタッフ研修などへの支援
- ・ 市民と人権関係団体・NPO法人などの相互の交流機会の提供

#### ウ 市民、企業への協力・支援の充実

市民、企業が日常の活動の中で主体的に人権問題に取り組むことができる環境づくりを進めるため、啓発機会や情報提供などの一層の充実を図ります。また、市民、企業が実施する啓発や研修に対する協力・支援を推進します。

##### 取組の考え方（例示）

- ・ 学習教材の提供、図書・ビデオなどの貸出
- ・ 人権啓発研修・講座などの講師紹介
- ・ ホームページからの情報や資料などの提供

### （４）民間のネットワークづくり

#### ア 人権関係団体・NPO法人などと関連機関との連携・協力

人権関係団体・NPO法人などと相談機関や医療機関などの関連機関が情報やノウハウを提供し合うなど連携・協力を進めることで、よりの確な現状の把握と迅速かつ適切な課題解決につながります。今後は、これらの団体と関連機関などとの連携・協力のさらなる促進を図ります。

#### イ 人権関係団体・NPO法人などと市民、企業との協力関係への支援

人権関係団体・NPO法人などの役割や活動内容について、様々な機会を通じて市民及び企業へ周知を図るとともに、交流機会の提供などの支援を推進します。

## 第5章 様々な人権課題への取組

人権問題は社会のあらゆる分野で多岐に渡り広がっています。そうした中、それらの歴史や特性に十分に配慮し、教育・啓発から相談・支援まで、途切れの無い取組が必要とされています。

また、人権問題に直面している人々は複合的な困難を強いられている場合が多くあります。例えば、障害のある人の場合、移動やコミュニケーションの困難などの日常生活上の課題に加え、就労の難しさがあることや、外国人の子どもの場合には、日本語習得の困難さによりいじめを受けたり、学習の遅れが生じることで不登校になったりすることもあります。

こうした視点を持ち、差別されている当事者の背景にある課題や複合的な困難に対する認識を深めることも人権問題を考える上で大切です。

### 1 女性

#### 現状と課題

昭和50年（1975年）の国際婦人年とその翌年から続いた「国連婦人の10年」は、国際的にも国内的にも男女平等社会の形成に向けて画期的な役割を果たし、この取組を契機に、女性の地位向上などが図られてきました。

日本は、昭和60年（1985年）に「女子差別撤廃条約」を批准しました。平成11年（1999年）には「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担う社会の実現が、21世紀の国の最重要課題と位置づけられました。また、平成13年（2001年）に「DV防止法」が制定されるなど男女共同参画や女性への暴力の根絶に向けた取組が展開されています。

しかし、平成21年（2009年）に公表された「女子差別撤廃条約」に基づく日本の第6回報告に対する国連の女子差別撤廃委員会による最終見解では、日本の女子差別撤廃に向けた取組は不十分であると指摘されています。

指摘された差別的な法規定（民法における婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間、夫婦の氏を選択）に関しては、夫婦同姓と女性のみが存在する再婚禁止期間の民法の2つの規定について、平成27年（2015年）12月16日に初の最高裁判断（再婚禁止期間については、6か月禁止期間を設けることが違憲、夫婦同姓については、合憲という判断がなされている。）がなされるなど、国内でも一定の動きがみられるものの、依然として、女性の地位は十分向上しておらず、女性の尊厳を傷つける人権侵害もなくなっていない。

また、女子差別撤廃委員会による指摘のほかにも、経済的に困難な状況にある世帯が多い女性の単身高齢者やひとり親家庭の増加、女性における非正規雇用の問題、そして社会適応に困難を抱える外

国人女性とその子どもの問題など、女性が生活困難に陥るリスクが一層高まっている状況があります。

世界経済フォーラム（World Economic Forum）が、平成 28 年（2016 年）10 月に発表した各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index：GGI）※ において、日本の順位は、144 か国中 111 位（平成 27 年（2015 年）は 145 か国中 101 位）でした。特に経済・政治分野において厳しい評価を受けています。

男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画の視点に立った意識の改革だけでなく、意思決定過程への女性の参画促進や男女共同参画関係の施策の一層の推進を図っていくことが求められています。

### 取組状況

横浜市は、平成 13 年（2001 年）に「横浜市男女共同参画推進条例」を制定しました。条例の基本理念に基づき男女共同参画の施策を実施するために「男女共同参画行動計画」※ を策定し、様々な事業を推進しています。

また、公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会と 3 館（戸塚区・南区・青葉区）の男女共同参画センターと連携し、情報提供や広報啓発、性別による差別等の相談、就労支援を行います。また、横浜市DV相談支援センターによる相談・支援事業に加え、県や県警と連携し、配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護なども行います。こうした様々な観点から男女共同参画社会づくりを進めています。

引き続き、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる社会の実現を目指した施策を推進していきます。

## 施策の方向性

性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる社会に向けて施策を推進します。

調査・現状把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関する市民意識調査の実施</li> <li>・その他 男女共同参画施策に関する調査</li> </ul>
研修・教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の意思決定過程への参画の促進</li> <li>・事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進</li> <li>・事業所、学校、地域社会等におけるハラスメント防止に関する啓発</li> <li>・DV及びデートDVの根絶に向けた啓発</li> <li>・ライフキャリア教育の推進</li> </ul>
権利擁護システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親世帯、在住外国人への支援</li> </ul>
人権ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者の安全・安心の確保と自立に向けた支援の充実</li> </ul>

## ～国連組織による最終見解の主な内容について～

### 「女子差別撤廃委員会による最終見解」（2009年8月7日）の主な内容について

- ・ 固定的性別役割分担意識にとらわれた姿勢が特にメディアに浸透しており、固定的性別役割分担意識に沿った男女の描写が頻繁に行われていることやポルノがメディアでますます浸透していることを懸念する。
- ・ 女性や女兒への強姦、集団暴行、ストーカー行為、性的暴行などを内容とするわいせつなテレビゲームや漫画の増加に表れている締約国における性暴力の常態化に懸念を有する。
- ・ 性別に基づく賃金格差が、フルタイムの労働者の間では時間当たり賃金で32.2パーセントと非常に大きく、パートタイム労働者の間ではこの性別に基づく賃金格差がさらに大きいという現状が根強く続いていること、有期雇用及びパートタイム雇用の多数を女性労働者が占めていること、並びに妊娠・出産を理由に女性が違法に解雇されていることについて懸念する。
- ・ 職場でのセクシュアル・ハラスメントが横行していること、及びセクシュアル・ハラスメントを防止できなかった企業を特定する措置が法律に盛り込まれているものの、違反企業名の公開以外に法令遵守を強化するための制裁措置が設けられていないことに懸念を表明する。
- ・ 依然として家庭や家族に関する責任を女性が中心となって担っていること、そのために、男性の育児休業取得率が著しく低いこと、並びに家庭での責務を果たすために女性がキャリアを中断する、またはパートタイム労働に従事するという実態が生じていることを懸念する。

#### 「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会による最終見解」（2013年5月17日）の主な内容について

- ・労働市場における依然として極端な垂直的及び水平的な性別の差別待遇及び出産後に離職するかパートタイム雇用に移行しなければならない女性の高い割合に見られるように進展が遅いことに懸念を表明する。
- ・平成18年（2006年）の男女雇用機会均等法の改正以降、職場におけるセクシュアル・ハラスメント認識が高まっていることに留意する一方、委員会はセクシュアル・ハラスメントが法的に禁止されていないことに懸念をもって留意する。
- ・暴力的な配偶者に対する規制的命令の違反は改正配偶者暴力防止法のもとで処罰される一方で、配偶者暴力及び夫婦間強姦は明白に犯罪化されていないことに懸念を持って留意する。

#### 「自由権規約委員会による最終見解」（2014年7月24日）の主な内容について

- ・ドメスティック・バイオレンスが広く存在し続けること、保護命令の発令過程が長期にわたること、本犯罪のために処罰される加害者の数が非常に少ないことを、懸念をもって留意する。
- ・同性カップルと移民女性に対する保護が不十分であるとの報告を懸念する。

## 2 子ども

### 現状と課題

平成元年（1989年）、国連の総会において、18歳未満の全ての子どもの基本的人権を尊重することを目的に、「子どもの権利条約」\* が採択されました。この条約は、子どもの尊厳を守り、生存、保護、発達などの権利を国際的に保障、促進していくため、国際児童年\* から10年間にわたる審議を経て採択されたものです。日本は平成6年（1994年）に批准しました。

しかし、いじめ、不登校、ひきこもり\*、貧困、虐待や児童ポルノ\*、さらには子ども自身が犯罪に巻き込まれてしまうなど、子どもたちを取り巻く環境は、ますます厳しくなっており、深刻な社会問題となっています。

これらの問題は、核家族化や少子化、家庭や地域の子育て力の低下、長引く不況がもたらす貧困、学歴社会の弊害、情報化社会がはらむ危険性などの様々な要因が重なって起きてくるといわれています。

子どもの人権を守るためには、複雑多様化する子どもが抱える問題の背景をしっかりと捉え、子どもを一人の人間として尊重し、社会全体が一体となって解決に取り組んでいくことが大切です。

行政はもとより、地域・事業者・人権関係団体など様々な社会の担い手が、未来を担う子どもたちの人権を尊重し、育んでいくことが、引き続き求められています。

### 取組状況

横浜市では、平成27年（2015年）3月に策定した「横浜市子ども・子育て支援事業計画」において、「未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち『よこはま』の実現」を目指すべき姿とし、幅広く横浜市の子ども・青少年のための施策を推進しています。

学校教育においては、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校を目指し、子どもの発達段階に応じた全教育活動を通じ、「人権尊重の精神を基盤とする教育（人権教育）」を推進します。

いじめの問題に対しては、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近な人権侵害であるという認識のもと、迅速、適切に対応できるよう学校、家庭、地域、関係機関の連携を強化するとともに、相談・指導など施策の充実を図ります。国では、平成25年（2013年）9月、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする「いじめ防止対策推進法」\* が制定されました。これを受け、横浜市は、同年12月、「横浜市いじめ防止基本方針」\* を定め、すべての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現に向け、市全体で取り組んでいます。

ひきこもりについては、平成28年（2016年）の内閣府の調査によれば、15歳～39歳のひきこもりの推

計数は54.1万人とされています。ひきこもりの背景は多様であり、専門的な支援が必要です。

横浜市では、青少年相談センター(1か所)を中心に、地域ユースプラザ(4か所)、地域若者サポートステーション(2か所)が連携し、若者の自立に向けた相談支援、就労支援を行っています。また、情報提供や広報啓発により、困難を抱える若者の理解の促進に引き続き取り組みます。

子どもの貧困については、平成24年(2012年)の国の調査によると、我が国の子どもの貧困率は16.3%となっています。平成26年(2014年)1月には「子どもの貧困対策法」\*が施行され、同年8月には、子どもの貧困対策を総合的に推進するための「子供の貧困対策に関する大綱」がまとめられました。

横浜市では、横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守るとともに、家庭の経済状況により、養育環境に格差が生まれ、就学の機会や就労の選択肢が狭まったりすることなどにより、貧困が連鎖することを防ぐために、実効性の高い施策を展開していくこと及び支援が確実に届く仕組みをつくることを目的として、平成28年(2016年)3月に「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」を策定し、子どもの貧困対策を推進します。

児童虐待については、平成12年(2000年)に「児童虐待防止法」\*が施行され、問題に対する社会的な関心が高まったこともあいまって、全国で相談対応件数は増加しています。また、法施行後、対策が強化されているにもかかわらず、全国的に、虐待により子どもの命が奪われることも少なくないのが現状です。横浜市では、平成26年(2014年)に「横浜市子供を虐待から守る条例」を制定しました。今後も、児童虐待防止のための支援策の充実、関係機関との一層の連携強化、人材育成、広報・啓発、地域における児童虐待防止のためのネットワークづくりなどを推進し、児童虐待の未然防止から再発防止に至るまでの適切な支援に取り組みます。

児童ポルノについては、児童への性的搾取・性的虐待であり、特に、児童が信頼を寄せている周囲の人間によって引き起こされることも多く、また、インターネット上に画像などが流出して回収が事実上不可能になる場合もあり、被害児童の健やかな成長への大きなダメージとなると指摘されています。国は、平成22年(2010年)に「児童ポルノ排除総合対策」を策定しました。横浜市はこうした国の取組を踏まえ、警察をはじめ、関係機関・団体とも連携し、市民の理解と協力を得ながら、児童ポルノ被害の防止に向けた啓発や被害児童への支援の充実等を図っていきます。

## 施策の方向性

社会全体が一体となって未来を担う子どもたちの人権を尊重し、子どもの育成、児童虐待やいじめなどの防止、家庭や地域活動における啓発活動や青少年の健全育成のための施策を推進します。

調査・現状把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全児童生徒を対象にした「無記名アンケート」及び全教職員を対象としたアンケートによる実態把握</li> <li>・子どもの貧困の実態把握のための市民アンケート及び対象者アンケート、支援者ヒアリングの実施</li> <li>・児童相談所による児童虐待の現状把握</li> </ul>
研修・教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの人格と権利を尊重する社会意識の醸成</li> <li>・子どもの自尊感情を高め、自分の人権を守り、他の人の人権を守ろうとする意識・態度・意欲を育成する学校教育の推進</li> </ul>
権利擁護システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの視点に立った相談・指導等の対応</li> <li>・関係機関による若者自立支援にかかる支援体制の充実</li> <li>・経済的に困窮している家庭の子どもなどに対して、貧困の連鎖を生まないための学びや育ちの支援</li> <li>・子ども・青少年が健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、家庭の経済状況に関わらず、教育・保育の機会と必要な学力を保障し、たくましく生き抜く力を身に付けることができる環境整備</li> </ul>
人権ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく、未然防止から早期発見・早期対応、再発防止に至る総合的な児童虐待防止施策の推進</li> <li>・相談機関・窓口や関係機関間のネットワークの構築</li> </ul>

## ～国連組織による最終見解の主な内容について～

### 「児童の権利委員会による最終見解」（2010年6月20日）の主な内容について

- ・いくつかの法的措置にもかかわらず、今なお、嫡出でない子が、相続に関する法律において嫡出子と同様の権利を享受していないことを懸念する。
- ・民族的少数者に属する児童、外国籍児童、移民労働者の児童、難民児童及び障害のある児童に対する社会的な差別が根強くあることを懸念する。
- ・学校における体罰が明示的に禁止されていることに留意するが、委員会は、体罰の禁止が効果的に履行されていないとの報告に懸念を表明する。
- ・児童虐待の件数が増加し続けていることに懸念をもって留意する。



## 3 高齢者

### 現状と課題

これまでに経験したことのない長寿・高齢社会を迎え、平成 12 年(2000 年) 4 月から高齢者介護の問題を社会全体で支えていくことを目的に、介護保険制度が開始されましたが、さらに介護を要する高齢者は増加傾向にあります。

横浜市では、今後、高齢化が急速に進み、平成 29 年(2017 年)には高齢者(65 歳以上)は 89 万人で高齢化率(総人口に対する高齢者の比率)は 23.9%、団塊の世代が後期高齢者(75 歳以上)となる平成 37 年(2025 年)には 97 万人となり、高齢化率は 26.1%に達し、特に 75 歳以上の高齢者数の増加が見込まれます。こうした状況の中、孤立死の問題、老老介護や遠距離介護などに象徴される家庭・地域の介護力の弱体化、介護の長期化に伴う介護疲れなどによる高齢者虐待、認知症高齢者の増加への対応など様々な課題があります。

### 取組状況

横浜市では、生涯現役社会の実現に向けた高齢者の活躍できる地域づくりと、住み慣れた地域で自分らしく日常生活を営むことができる横浜型地域包括ケアシステムの実現を目指し、「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(平成 12 年(2000 年) 3 月策定、3 年ごとに見直し、現在第 6 期(平成 27 年度(2015 年度)～29 年度(2017 年度))を策定し、高齢者の自立の促進、援護を必要とする高齢者とその家族への支援などの施策や人にやさしいまちづくりを進めるとともに、高齢者の権利を擁護するなど高齢者の人権を尊重した施策の充実を図っています。

「高齢者虐待防止法」※(平成 17 年(2005 年))に則した虐待の未然防止、早期発見・対応、介護者への支援や、認知症※ 高齢者が安心して暮らせるまちづくり、事業者をはじめとする介護従事者の人権意識の向上などに積極的に取り組みます。

また、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における市民の自主的な福祉活動や支えあい活動などへの支援を推進します。

## 施策の方向性

高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、高齢者の権利を擁護するなど高齢者の人権を尊重した施策を推進します。

調査・現状把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市高齢者実態調査の実施</li> </ul>
研修・教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の尊厳を大切にする社会意識の醸成</li> <li>・高齢者への理解を深める研修・教育の推進</li> <li>・高齢者が安心・安全に暮らすためのバリアフリー※ 化の推進やユニバーサルデザイン※ の普及啓発</li> <li>・認知症についての幅広い世代への啓発</li> </ul>
権利擁護システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待の未然防止、早期発見・対応、介護者への支援</li> <li>・高齢者の孤立を防ぐための地域の中の支え合い・見守りの仕組みづくりや成年後見の推進</li> </ul>
人権ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が自分らしく活動し、社会参加できる環境づくり</li> <li>・認知症についての正しい理解と、認知症になっても地域で安心して暮らせる支援体制づくり</li> </ul>

## ～国連組織による最終見解の主な内容について～

### 「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会による最終見解」（2013年5月17日）の主な内容について

- ・特に無年金又は低年金の高齢者の中での貧困の発生に懸念を表明する。委員会は特に、貧困が主にその年金が適格な基準を満たしていない高齢女性に影響を及ぼしていること、及びスティグマ※ が高齢者に公的な福祉的給付の申請を思いとどまらせていることに懸念を表明する。
- ・国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律により導入された変化によっても多くの高齢者が年金を得られないままとなってしまうことに懸念を表明する。

## 4 障害児・障害者

### 現状と課題

国連が昭和 56 年(1981 年)を「国際障害者年」と決議したことを契機に、「障害者の完全参加と平等」の理念のもと、障害のある人に対する社会の取組は大きく前進しました。日本では、平成 5 年(1993 年)に施行された「障害者基本法」\* において、全ての障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられることが基本理念としてうたわれています。

横浜市においても、これまで「横浜市障害者プラン(第 1～2 期)」などに基づいて様々な施策・事業を推進し、横浜市の障害者福祉施策は大きく前進しました。

しかしながら、平成 26 年(2014 年)に、「第 3 期横浜市障害者プラン」策定に向けて障害のある人を対象として行ったアンケートの中で、障害があることを理由に経験した嫌な思い・不適切な対応について質問したところ、身体障害・知的障害・精神障害ともに 65 歳未満までの多くの方が「移動中」と「他人の視線」と回答しています。

このことは、移動や他人との関わりなど、人が社会生活を送る上で最も基本的で不可欠なことから、障害のある人が、今なお多くの生きづらさを強いられていることを物語っています。

例えば、視覚障害者や聴覚障害者は、自分の身の回りの環境に対する認知や情報へのアクセスなど困難なことが多いことから、孤立することなく安心して安全に社会生活が送れるように「社会」の側が配慮する必要があります。

また、障害児が差別のない環境の中で健やかに成長・発達していけるようにすることが求められています。乳幼児期、学齢期を支える地域療育センターと保育所、幼稚園、学校その他関係機関が連携して、適切な療育や保育、教育を受ける機会を確保するなど、障害児とその家族への支援が必要です。

障害の原因は様々ですが、「障害」は、「障害のある人」にあるのではなく、「社会」の側にこそあるという視点を持つことが必要です。

「障害者の自立」については、それぞれの障害や能力に応じ、多様な「自立」があるという考え方を社会の中で育てていくことが求められています。

平成 18 年(2006 年)12 月には、国連総会において「障害者権利条約」\* (以下「条約」という。)が採択され、日本も平成 19 年(2007 年)9 月に署名しました。また、条約の批准へ向け、平成 23 年(2011 年)6 月には「障害者虐待防止法」\* が、7 月には「障害者基本法の一部を改正する法律」が国会で成立しています。

平成 25 年(2013 年)6 月には、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止を行政機関・民間事業者の法的義務とし、合理的配慮\* の実施を行政機関の法的義務、民間事業者の努力義務とするこ

とを盛り込んだ「障害者差別解消法」が制定され、平成 28 年（2016 年）4 月に施行されました。このように、近年は「障害者基本法」のほかにもいくつかの国内法の整備が行われました。そして、これらの制度を整備したことを踏まえ、平成 26 年（2014 年）1 月には条約を批准し、障害者の権利の実現に向けた取組を一層強化するための歩みを進めています。

また、障害者雇用については平成 25 年（2013 年）4 月から法定雇用率\* の引き上げがなされ、「共生社会」の実現に向けた取組が進められています。

横浜市としても、「市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しながら、障害のある人もない人も同じように生活することができる社会づくり」という基本的な考え方に基づいて、市民、事業者、団体、行政など社会全体による取組を進める中で、障害者の生命や人としての尊厳を守るとともに、障害者の権利を擁護する施策を一層進めていきます。

## 取組状況

横浜市では、障害福祉施策に関わる中・長期的な計画である「障害者プラン」（以下「プラン」といいます。）を、平成 16 年度（2004 年度）に「第 1 期」、平成 21 年度（2009 年度）に「第 2 期」、現在、「第 3 期」として、平成 27 年度（2015 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までを計画期間として、施策を推進しています。

このプランは、「障害者基本法」に基づく、横浜市における障害者に関する施策の方向性等を定める基本的な計画である「障害者計画」と、「障害者総合支援法」に基づき、障害福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障害福祉計画」の二つの性質を持つ計画です。

「第 3 期横浜市障害者プラン」では、「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す」を基本目標に掲げ、障害福祉施策を着実に進めていきます。

また、横浜市では障害福祉施策の総合的かつ計画的な推進をすることや、関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議することを目的とした「横浜市障害者施策推進協議会」を設置し、今後の障害福祉施策の取組を検討しています。

「障害者差別解消法」の施行に向けては、平成 27 年（2015 年）1 月から 2 月にかけて「障害者差別に関する事例の募集」を実施したほか、横浜市障害者施策推進協議会に障害者差別解消検討部会を設置し、障害のある人たちの参加の下、この検討部会において、平成 26 年（2014 年）11 月から平成 27 年（2015 年）9 月まで、市が行うべき取組についての検討が行われました。横浜市では、この検討部会の検討結果を踏まえて平成 28 年（2016 年）2 月に「障害者差別解消の推進に関する取組指針」を策定し、職員対応要領の策定、障害者差別解消支援地域協議会の設置、障害者差別事案の解決に向けたあっせんの仕組みの構築、職員研修等の取組を進めています。また、取組指針では、合理的配慮

の提供や啓発活動に特に重点を置いて取り組んでいくこととしています。

## 施策の方向性

「障害」を社会の側の課題として捉える視点を持ち、障害者の権利を擁護する施策を推進します。

調査・現状把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者プラン策定にかかる当事者アンケート等の実施</li> <li>・ 障害者差別に関する相談事例の把握</li> </ul>
研修・教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者が安心・安全に暮らすためのバリアフリー化の推進やユニバーサルデザインの普及啓発</li> <li>・ 個々の障害特性に応じた、地域社会等での障害理解の促進             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区地域福祉保健計画策定への参画推進</li> <li>○ 防災訓練への参加</li> <li>○ 教育、医療、交通、行政各機関等への啓発</li> </ul> </li> <li>・ 障害のある人と障害のない人との交流を通じた相互理解の促進</li> </ul>
権利擁護システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合理的配慮の実施の推進</li> <li>・ 障害者虐待の未然防止、早期発見・対応・支援</li> <li>・ コミュニケーションの促進を目的とした、障害特性に応じた適切な配慮（点字、音声での案内、手話通訳、要約筆記等）の実施</li> </ul>
人権ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な分野における政策形成プロセスへの障害当事者の参画</li> <li>・ 就労をはじめとする社会参加の促進</li> </ul>

## ～国連組織による最終見解の主な内容について～

### 「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会による最終見解」（2013年5月17日）の主な内容について

- ・ 雇用に関する締約国の法制度が障害に基づく差別からの完全な保護を与えていないことに懸念をもって留意する。
- ・ 必要とされる場合の職場における合理的配慮の提供に係る法的義務がないことに懸念を表明する。
- ・ 職場へのアクセスのしやすさの改善を目的とした措置などの様々な措置は講じられているものの、標準以下の状態にある保護雇用状況への配置を含む、障害者の雇用における事実上の差別に懸念をもって留意する。

### 「自由権規約委員会による最終見解」（2014年7月24日）の主な内容について

- ・ 多くの精神障害者が、非常に広範な条件で、また権利侵害に異議を申し立てるための実効的な救済措置なく、非自発的入院の対象となっていること、また、代替となるサービスがないために入院が不必要に延長されるとの報告があることを懸念する。



## 5 同和問題

### 現状と課題

同和問題は、特定の地域（「同和地区」又は「被差別部落」ともいう。）での出生等、その地域の出身であることなどを理由として続いている差別問題です。

日本社会の歴史のなかで形成され、近代以降も「家柄」や「生まれ」を重く見る価値観とともに、日常生活・就職・結婚等に関わって差別が続いてきました。

このため、「近代社会の原理として<sup>なんびと</sup>何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題」（昭和40年（1965年）「同和対策審議会答申」＊）という認識のもと、昭和44年（1969年）以降、「同和対策に関する特別措置法」＊に基づき国を挙げて様々な取組が行われました。

その結果、同和地区の生活環境はおおむね改善されましたが、同和地区出身者の教育、就労などの生活課題をはじめ、同和地区出身者の差別は、今なお残っています。

近年においても「身元調べ」を目的とした戸籍関係書類の不正取得が各地で判明しています。また、同和地区への偏見に根ざしたインターネットの掲示板などにおける差別書込みなど同和地区出身者を苦しめている現実があります。

平成27年（2015年）に行った「人権に関する市民意識調査」では、同和地区出身者との結婚について「自分の意志を貫いて結婚」または「親などを説得して結婚」と答えた人は、合わせて68.8%で、前回調査（平成22年（2010年））に比べ4.5ポイント減少しました。また、「家族などの反対があれば結婚しない」と「絶対に結婚しない」と答えた人を合わせると26%（前回：22.8%）で、今も2割を超える人が差別意識を持っているという結果となりました。

人を「生まれ」や住んでいる地域で判断し、差別するという行為は、許されることではありません。そうした考え方や価値観を克服していくことは、社会全体の問題であると同時に、一人ひとりの問題です。

### 取組状況

同和対策については特別措置法に基づく取組の結果、同和地区の生活環境はおおむね改善されたことから、平成14年（2002年）に特別法に基づく事業を終了しました。それからは「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）（平成12年（2000年））により、啓発を中心とした取組が行われています。

平成28年（2016年）12月には、「部落差別解消法」が成立しました。この法では、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識が示されています。

横浜市では昭和 49 年（1974 年）に同和対策事業を開始しました。平成 15 年（2003 年）には、「横浜市同和対策事業に対する基本的考え方（方針）」（昭和 52 年（1977 年））の見直しを行い、残された課題解決に向けて最近のインターネット上の新たな差別事件など同和問題をめぐる状況等の変化に留意し、一般施策を有効に活用しながら取組を進めています。

引き続き、行政による研修・啓発や学校における人権教育をはじめ、市民・地域・事業所・団体などが同和問題解決の意義を認識し、取り組んでいく必要があります。

## 施策の方向性

同和問題に対する正しい理解と認識を深め、偏見と差別意識の解消のための施策を推進します。

調査・現状把握	・ 人権に関する市民意識調査の実施
研修・教育・啓発の推進	・ 同和問題の現状についての認識及び解決に向けた職員への研修・啓発 ・ 身元調べや同和地区に関する問合わせ等の現状を踏まえた研修の取組 ・ 同和問題についての教職員に対する研修・啓発 ・ 人権教育における同和問題への取組
権利擁護システムの構築	・ 本人通知制度* 運用による本人の権利利益保護及び個人情報不正取得の抑止 ・ 関係団体による生活相談支援
人権ネットワークの形成	・ 行政・市民・地域・事業所・団体などの連携による啓発取組

## 6 外国人

### 現状と課題

横浜市の外国人住民数は、平成 28 年（2016 年）4 月末現在、約 8 万人で、市民の 45 人に 1 人が外国人となっており、出身地も約 150 の国・地域と多様化しています。外国人が地域社会の一員として自立し、円滑に生活していくためには、行政サービス等の多言語化を進める一方で、日本語能力を身につけるための支援体制の整備が必要です。

また、就労・留学・結婚などのために来日し、生活の基盤を日本の社会に置いた外国人が増加したことに伴い、育児・教育、福祉・医療など生活全般にわたる相談が増加しています。その中でも、特に、DV、離婚、生活困窮などの深刻な相談が増加傾向にあり、きめ細かな取組が求められています。加えて、企業による外国人雇用が増加する中で、最低賃金を下回る違法な低賃金や、「労働基準法」に反する不法な就労環境などの労働に関する問題もあります。

さらに、日本国籍であっても父母のいずれかが外国籍であるなど、外国につながる人々は、家庭内の言葉や生活習慣の面で日本の暮らしになじみが薄いなど、生活上の困難さを抱えている場合もあるため、外国人と同様のきめ細かな取組が必要です。

近年、特定の民族や国籍の人々への排斥を扇動する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチ※ として社会的問題となっており、平成 26 年（2014 年）12 月には、人種や国籍で差別するヘイトスピーチの違法性を認めた判決※ が最高裁で確定しました。国際的には、国連人種差別撤廃委員会から日本政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されています。こうした状況の中、平成 28 年（2016 年）5 月に「ヘイトスピーチ解消法」が成立し、本邦外出身者又はその子孫に対する不当な差別的言動のない社会の実現を目指すため、その解消に向けた取組を推進していくことが定められました。

平成 32 年（2020 年）には第 32 回オリンピック競技大会（2020/東京）・東京 2020 パラリンピック競技大会の開催を控え、訪日旅行者の一層の増加や外国人労働者の受け入れも見込まれることから、文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して理解を深め、これを尊重し、偏見や差別のない環境づくりが必要です。

### 取組状況

横浜市では、地域の外国人支援・国際交流の拠点となる国際交流ラウンジの整備、行政窓口や学校等への通訳ボランティアの派遣、多言語による生活情報の提供など様々な取組を進めています。

また、市民、企業等に対する啓発施策を充実することによって、市民の人権意識の高揚を図り、今なお根強く存在する在日韓国・朝鮮人に対する差別意識や、社会の様々な所で生じている外国人に対する差別の解消を目指すとともに、相互理解の促進や共に歩むまちづくりに努めます。

今後も、日本語学習支援等の在住外国人の生活支援や自立と社会参画を促進するとともに、国籍

や文化の違いにかかわらず、同じ横浜市民として、互いを理解し、日本人も外国人もともに地域社会を支える主体となるような活力ある多文化共生社会に向けて施策を推進します。

**施策の方向性**

国籍や文化の違いにかかわらず、同じ横浜市民として、互いを理解し、日本人も外国人もともに地域社会を支える主体となるような活力ある多文化共生社会に向けて施策を推進します。

調査・現状把握	・外国人意識調査の実施
研修・教育・啓発の推進	・外国人児童生徒への教育支援 ・多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進
権利擁護システムの構築	・多言語による広報と情報提供の推進 ・日本語学習支援 ・相互理解促進のための取組
人権ネットワークの形成	・法律・医療・福祉等専門分野におけるサポート体制の整備 ・外国人の日常生活をサポートする相談機関の充実及び相談機関に関する情報の収集・提供

～国連組織による最終見解の主な内容について～

**「自由権規約委員会による最終見解」（2014年8月20日）の主な内容について**

- ・韓国・朝鮮人、中国人、部落民といったマイノリティ集団のメンバーに対する憎悪や差別を煽りたてている人種差別的言動の広がり、そして、こうした行為に刑法及び民法上の十分な保護措置がとられていないことについて、懸念を表明する。
- ・当局の許可を受けている過激派デモの数の多さや外国人生徒を含むマイノリティに対し行われる嫌がらせや暴力、そして「Japanese only」などの貼り紙が民間施設に公然と掲示されていることについても懸念を表明する。

## 7 疾病

### 現状と課題

現代においても、H I V<sup>\*</sup>、ハンセン病<sup>\*</sup>といった感染症や難病、精神疾患、アルコールなどに対する依存症<sup>\*</sup>などについての正しい知識と理解が、市民の間で十分に普及しているとはいえません。このため、これらの疾病にかかっている人の中には、知識や理解の不十分さなどに起因する偏見や差別によって、社会生活の中で苦しんでいる人が少なくありません。周囲の偏見の目を恐れ、自らの疾病などについてカミングアウトできず、生きづらさを抱えている人もいます。また、家族やパートナーなども同様に偏見や差別により苦しめられることもあります。

なかでも感染症は、人びとの間に偏見や差別を生じることが少なくありません。従来 of 感染症のほか、今後も、新型インフルエンザなどの新たな感染症や様々な疾病について、偏見や差別が生じてしまう恐れがあります。

このような状況を解消していくためには、疾病にかかっている人々の人権が守られ、安心して日常生活を営むことができる社会を実現する取組と併せて、正しい知識の普及や理解の促進など偏見や差別を解消するための取組を行っていくことが重要です。

### 取組状況

横浜市では、市民が、安心して適切な医療が受けられるよう保健・医療施策の充実を図るとともに、保健・医療従事者の研修等に取り組み、利用しやすさの向上に努めます。また、人間としての尊厳を傷つけられることなく暮らせるよう、市民の理解の促進と互いに支え合う社会づくりを進めます。

さらに、予防のための知識とともに、疾病に関する正しい知識の普及啓発の取組に努めます。

患者・感染者の人権を尊重する医療を進めるためには、医療従事者と患者等の双方が話し合いを十分に行い、理解と信頼関係に基づいた医療が提供できること（インフォームド・コンセント）が重要です。日本医師会や日本看護協会などの医療関係団体では、「患者の権利に関する世界医師会リスボン宣言」<sup>\*</sup>に基づき、医師及び医療従事者、または医療組織は、患者の権利を認識し、擁護する責任を負うことを掲げ、各医療機関にも、病院医療憲章において、インフォームド・コンセントなどを励行することを明示しています。今後、これらに関する啓発活動も推進します。

## 施策の方向性

市民が、安心して適切な医療を受けることができ、また、疾病にかかっている人々の人権が守られ、安心して日常生活を営むことができる社会に向けて施策を推進します。

調査・現状把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市民の医療に関する意識調査の実施</li> </ul>
研修・教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・マスコミ等に対して啓発するための市職員に対する正しい知識の普及</li> <li>・インフォームド・コンセントの必要性についての医療従事者に対する啓発</li> </ul>
権利擁護システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療従事者等における患者の立場に立った対応</li> <li>・H I Vや新型インフルエンザをはじめとして、感染症に対する正しい理解の上に立った対応</li> </ul>
人権ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談機関や医療機関などとの連携・協力</li> </ul>

## 8 職業差別

### 現状と課題

私たちの社会は、分業化された様々な職業から成り立つことによって日常生活が維持されています。それらは相互に関連し、補完しあって、活力ある社会を生み出しています。

しかしながら、社会生活の中で、無意識のうちに刷り込まれる、序列意識などの価値観を持ったり、それぞれの職業の意義を正しく理解せず、それに従事している人を低く見たり、忌避したりすることがあります。

中でも、血や死に触れることを「穢（けが）れ」と考える意識や、仏教における殺生戒などに根ざした生き物を殺すことへのこだわりは連綿と受け継がれているとともに、動物を可愛がることのみを良しとする一面的な考え方は、家庭や学校、そして社会の中で何ら疑問を持つこともなく人々の意識の中に刷り込まれてきました。

こうしたことが大きな要因となり、私たちの食生活に必要な食肉を生産すると畜業務や、動物の保護・管理のために行う犬や猫の収容業務に従事している人やその家族が、いわれのない差別的な言動に傷つけられています。

あらゆる動物が、それぞれの特性によって他の生き物を利用して生きているように、人もまた、動物をペットとして、また物資の運搬や人の介助などの労働力として、そして食料・鞆靴や装飾品・楽器等として、様々に利用しています。

動物を殺して利用することも、人が生きていく上でごく自然な行為の一つなのです。また、利用する以外にも人の生活の安全を守るため、駆除する方法として、その命を絶つこともあります。

そうした人と動物の多様な関係があるにもかかわらず、命を絶つことを「かわいそう」なことをする行為と思うことで、と畜業務・犬や猫の収容業務に従事する人やその家族を傷つけています。

動物の死の方に着目することで、傷つく人がいることに気づかずにいるのではないのか、自分自身にひきつけて考えることが必要です。

また、人は誰も死を迎えます。それにもかかわらず、死を忌避する気持ちから斎場や墓地に関わる業務に対して向けられる負の感情についても、従事する人々を傷つけているのです。

同じ社会にあって、それぞれの職業に従事する人々が等しく尊重され、いきいきと生活できることが当たり前の社会であることを、市民一人ひとりが心に刻み、それを阻害する偏見や差別の克服に取り組むことが大切です。

## 取組状況

横浜市は、差別を解消する社会的な責務を持つ職員や教職員の研修の強化に取り組んでいます。学校教育においても、子どもたちが家族の職業やその他のあらゆる職業に対して偏見のない職業観が培えるよう人権教育の工夫と充実に努めています。

また、市民等に対しても職業差別について理解を深められるよう啓発に努めています。

引き続き、差別解消のため啓発活動に取り組んでいきます。

## 施策の方向性

それぞれの職業に従事する人々が等しく尊重され、いきいきと働き、生活できるよう施策を推進します。

調査・現状把握	・人権に関する市民意識調査の実施
研修・教育・啓発の推進	・人と動物との関係について自分自身の思いを点検し、問い直す職員・教職員への研修・啓発 ・市民への広報・啓発の推進 ・学校教育における人間と生き物の関係を正しく捉えた学習の取組
権利擁護システムの構築	・自分自身の課題の解決や可能性の発揮に向けて行う取組（エンパワメント）の支援
人権ネットワークの形成	・関連機関からの情報やノウハウの提供などの連携・協力

## 9 ホームレス

### 現状と課題

国が毎年1月に行っているホームレスの実態に関する全国調査で、ここ数年は横浜市内で約500人のホームレスが確認されています。

また、不安定な就労などによりホームレスになるおそれのある人々も多いと考えられます。

平成24年（2012年）1月に実施した全国調査では、ホームレスを対象に聞き取り調査を実施しました。この調査では、ホームレスとなるに至った事情として、企業の倒産や解雇、病気等の理由で仕事を失った人が多いという結果がでています。

また、ホームレスの数は大幅に減少しているものの、その背後には、次のような様々な居住の不安定を抱える人々が存在し、何らかの屋根のある場所と、路上を行き来している状況が確認されました。

- ① 路上生活の固定化・定着化の進行が見られる高齢の人々
- ② 人間関係を理由に仕事を辞めることや家庭内の人間関係、借金などの多様な要因により、路上生活に陥る若年の人々
- ③ 路上生活を一度脱却しても、再度路上生活に戻ってしまう人々

こうしたことからホームレスの自立支援を推進するためには、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えながら、総合的かつきめ細かな支援を行う必要があります。

その一方で、ホームレスへの襲撃事件や嫌がらせ、暴行事件などが、いまだに発生しています。私たちは、その背景にあると思われる、ホームレスに対する偏見や、排除しようという意識をなくすとともに、この問題を個人の責任だけに帰するのではなく、市民・事業者・学校・地域など社会全体の課題として捉え、解決していかなくてはなりません。

### 取組状況

横浜市では「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定し、国や県などとともにホームレスの自立の支援に取り組んでいます。現在、「第3期 横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」（平成26年度（2014年度）～30年度（2018年度））を策定し、横浜市におけるホームレスの実態に応じた施策を計画的かつ効果的に実施するとともに、自立支援施策の更なる推進を目的として、基本的な施策の方向性を明示しています。

今後もホームレスの基本的な人権を尊重し、路上生活からの脱却を支援するとともに、市民の理解を深めるなど、総合的な施策を推進します。

## 施策の方向性

ホームレスの基本的な人権を尊重し、路上生活からの脱却を支援するとともに、市民の理解を深めるなど、総合的な施策を推進します。

調査・現状把握	・ホームレスの実態に関する全国調査の実施
研修・教育・啓発の推進	・「広報よこはま」や人権研修などを通じた啓発 ・学校における生命尊重を基本とした人権教育の推進
権利擁護システムの構築	・自立支援施設等の施設入所者に対する入所者本人を尊重し、その人権の擁護を第一にした利用者本位の支援・サービス提供
人権ネットワークの形成	・「第3期 横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」に基づいたホームレス自立支援施策の推進

## 10 性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)

### 現状と課題

性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)とは、様々な性のあり方の中で、少数の立場のことを言います。性的指向について少数であるレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、性自認について少数であるトランスジェンダーの頭文字をとってLGBT※と言われることもあります。

#### 「性的指向」

人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうかを示す概念。自分がどのような性別を好きになるかということ。

#### 「性自認」

生物学的な性と性別に関する自己意識。自分がどのような性別かという自覚のこと。

LGBTの4つの類型にあてはまらない人たちもたくさんいます。そこで、誰にでも性的指向・性自認があり、性のあり方は多様であることを示す言葉としてSOGI※(「ソギ」または「ソジ」)が使われています。

性的少数者の割合は数パーセントであるとされ、この数字は、学校や職場の仲間として、あるいは家族として、身近に存在していることを示しています。しかし、差別や偏見を恐れてカミングアウトしていない人も多く、なかなか可視化されていないのが実情です。

性別を男性と女性の2つの分類として、異性を性愛の対象とすることが当たり前という意識が強く、性的指向が本人の意思によって選択できるという誤解も多い中、違う性のあり方を持つ性的少数者への理解はまだ不十分です。性的指向が異性以外へ向かう人、いずれにも向かわない人、性分化疾患のある人に対してなど、まだ周囲の理解が不足しているため、様々な場面でそうした人々が苦しんでいるという実態があります。

### 1 性同一性障害について

心と体の性が一致しない性同一性障害は、世界保健機関(WHO)の疾病分類に位置づけられています。日本でも平成16年(2004年)、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たした場合には、家庭裁判所の審判を経て、戸籍の性別変更が可能となりました。

横浜市においても、性同一性障害者の人権に配慮し、印鑑登録証明書をはじめ、法令上男女の別を記載することが義務づけられていない各種申請書類等については性別記載欄を削除する等の取組を進めてきました。

しかし、日常の社会生活の面では、身体的・経済的な負担の大きい性別適合手術を受けていない人は性別変更ができないなどのため、就労など様々な場面で大きな困難を抱えています。

また、幼少期から、自分の性別に対する違和感を持ちながら、その理由が分からず、強い孤独感や絶望感に陥りがちです。

このため、性同一性障害について、広く社会が認識を深めることが求められます。

なお、日本精神神経学会は平成 26 年（2014 年）に、性同一性障害を「性別違和」に名称変更するよう呼びかけました。

## 2 同性愛について

同性愛の人たちは、時代や社会集団を問わず、常に一定の割合で存在します。

世界保健機関（WHO）は、平成 4 年（1992 年）、「同性愛はいかなる意味においても治療の対象とはならない」という見解を公表しました。

しかし、現状は、異性愛（性的指向の対象が異性）が「普通」「正常」という意識は社会の中に根強くあり、同性愛は偏見やかからかいの対象として扱われがちです。

このため、多くの同性愛者は、ありのままの自分を隠し、異性愛者を装って生きざるを得ない現実があります。同性愛について正しく理解し、偏見を解消していくことが必要です。

## 3 性分化疾患について

染色体や外見上の身体などが男女のいずれにも典型的でない疾病の総称をいいます。成長に伴い、出生時の性別判定と異なる特徴が出現する場合、本人や親は大きな苦悩を抱え込むこととなります。

このため、特に医療従事者については、性分化疾患に対する十分な理解が求められるとともに、出生時やその後の治療については慎重かつ適切な対応が必要です。

### 取組状況

自分の心の性と体の性が一致しないと感じる人や、同性が好きな人がいます。こうした性的少数者の方々は、なぜそう感じるのかわからないまま、誰にも相談することができず、必要な情報にもたどりつけないことがあります。また、周囲からの心ない言動で傷つけられ、孤立してしまうことも少なくありません。誰もが、社会の中で安心して暮らせるようになることが大切です。

横浜市では、性的少数者の人々に対する差別や偏見、暮らしの中での困難などを解消するため、さまざまな支援事業を進めています。交流スペースの提供や性的少数者に携わっている臨床心理士が悩みを聞く個別相談の実施など、性的少数者の人々が「自分らしく」いきいきと生活できるようになるための取組を進めています。

また、平成 27 年（2015 年）4 月に文部科学省により「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ

細かな対応の実施等について」の通知が各自治体の教育委員会宛に出されました。それを受け、横浜市の学校においても性的少数者に対する配慮を求める取組がなされています。

横浜市は、施策の実施において、これら性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の人権を尊重するとともに、啓発に取り組んでいきます。また、事業所・学校などにおいても、これらの人々に対する理解を深めていく取組が求められます。

## 施策の方向性

性的少数者の人々が「自分らしく」いきいきと生活できるよう、差別や偏見、暮らしの中での困難などを解消するための施策を推進します。

調査・現状把握	・人権に関する市民意識調査の実施
研修・教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員、教職員に対する性的少数者についての研修及び相談窓口における対応強化</li> <li>・性的少数者である児童生徒が抱える問題に対する教育現場での配慮</li> <li>・保健・福祉・医療関係者に対する啓発</li> <li>・性分化疾患の新生児は、出生時の届出の際、性別が留保できることの周知</li> <li>・性的少数者に関しての市民・事業所等への啓発</li> </ul>
権利擁護システムの構築	・個別専門相談窓口や交流スペースの提供
人権ネットワークの形成	・ノウハウを持つ人権関係団体・NPO法人などとの連携・協力

## ～国連組織による最終見解の主な内容について～

### 「自由権規約委員会による最終見解」（2014年7月24日）の主な内容について

- ・レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの人々に係る社会的嫌がらせ及び非難についての報告、及び自治体によって運営される住宅制度から同性カップルを排除する差別規定についての報告を懸念する。



# 11 自死・自死遺族

## 現状と課題

平成10年(1998年)以降、日本の自殺(自死)者は、14年連続して3万人を超える状態が続いていましたが、平成24年(2012年)に15年ぶりに3万人を下回り、その後も減少傾向が続いています。

横浜市では、平成10年(1998年)に急増し、以降毎年700人前後の人が自殺で亡くなっていましたが、平成22年(2010年)をピークに減少傾向にあります。しかし、平成26年(2014年)の自殺(自死)者は、595人であり、いまだ多くの方が自殺で亡くなられています。

国の取組として、平成18年(2006年)に「自殺対策基本法」、平成19年(2007年)に「自殺総合対策大綱」が施行されました。平成24年(2012年)に改正された「自殺総合対策大綱」では、自殺対策を押し進めるにあたり「自殺はその多くが追い込まれた末の死」「自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題」「自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い」という三つの基本認識が示されました。

自殺という言葉から連想しがちなこととして、「自ら選んだのだから仕方がない」、「防ぎようがない」等がありますが、これらはいずれも間違った考え方です。自ら進んで自殺する人はいないのです。

自殺を個人的な問題として捉えるのではなく、その背景に潜む様々な社会的要因を考慮する必要があります。

## 取組状況

横浜市では、社会問題となっている自殺に対応するため、実態把握、相談体制の充実、普及啓発活動の推進など自殺対策を推進していきます。

また、自殺に関わる大切な施策の一つに、自死遺族の課題があります。深い悲しみと自責の中にいる遺族にとって、心ない声かけ<sup>\*</sup>は大きな心痛となります。遺族自らが、自殺で亡くなったことを話すことができる環境づくりを目指し、支援体制の充実を図るなど総合的な施策展開を進めていきます。

多くの方が自殺で亡くなっている現代、誰もが日常生活や業務において、自殺対策の取組の重要性を認識するとともに、自死遺族への適切な支援について理解する必要があります。

## 施策の方向性

自殺問題を正しく理解し、相談機関・窓口や関係機関との連携協力体制の強化や適切な支援につなぐための施策を推進します。

調査・現状把握	・自殺に関する市民意識調査の実施
研修・教育・啓発の推進	・自死・自死遺族、自殺対策についての職員への研修・啓発及び市民、地域、関係機関等への啓発
権利擁護システムの構築	・関係機関・団体による相談体制の充実 ・ピアサポート※ ができる場の提供
人権ネットワークの形成	・相談機関・窓口や関係機関間のネットワークの構築

## 12 インターネット等による人権侵害

### 現状と課題

インターネットが情報収集ツールからコミュニケーションツールへと進展し、誰もが気軽に情報を発信できる等利便性が大きく増す一方で、そのインターネットを悪用し、掲示板やブログへの他人の誹謗中傷や侮辱、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示や差別的な書き込みなどの人権侵害が社会問題となっています。近年では、フェイスブック（Facebook）、ツイッター（Twitter）、ライン（LINE）などのSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用が多様な分野で進んでおり、この問題はより複雑化してきています。これらの問題は、大人だけでなく子どもにも拡大しており、いじめに利用されることも課題となっています。

さらに、インターネットを利用したセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメント、同和問題や外国人、障害者等に関する差別的な書き込み等も深刻化しています。

こうした誹謗中傷等の書き込みや、社会的地位を低下させるような内容の書き込みは、名誉毀損にあたります。また、個人情報（住所、メールアドレス、写真等）を無断で掲載することは、プライバシーの侵害にあたるだけでなく、相手の心を深く傷つける行為です。

インターネットでの人権侵害は、他のメディアなどと異なり、掲示板で簡単に「匿名」で記載できることや、一度書き込まれた内容がすぐに広まってしまうため被害が急速に拡大すること、サイト管理者が分からず削除が難しい場合があること、情報のコピーが流通し、その全てに対処することが困難なことが特徴として挙げられます。

最近では、性的な画像等とその撮影対象者の同意なく、インターネットの掲示板等に公表する行為により、被害者が大きな精神的苦痛を受ける被害が発生しています。このような実情に鑑み、平成26年（2014年）「リベンジポルノ被害防止法」\* が施行されました。

また、コンピューターウイルスなどにより本人の意図しない所で個人情報が流出し、人権侵害を引き起こすといった事件も起きています。

さらに、インターネットの利用者には障害者、高齢者、外国人など様々な立場の人たちがいることから、このことを考慮して情報発信する必要があります。また、そもそもインターネットを利用できる環境にない人もいることから、情報格差が発生する可能性もあります。

このような状況に対処するには、市民一人ひとりがインターネットの特徴をよく理解するとともに、インターネットには必ず現実の「人」が関与していることを考慮し、人権に配慮した利用を心がけることが大切です。そして、管理者側はインターネットでの情報提供や掲示板などのサービスを行う際に、人権について考え、内容を適切に管理することと同時に、ウイルスなど情報セキュリティへの適切な対策のほか、データの盗み見や不正取得、個人情報漏えいによるプライバシー侵害が起きないように対策を取る必要があります。また、インターネットによる周知を行う場合は、特定の人に情報が提

供されないといったことがないように、高齢者、障害者対応のホームページの作成や、紙媒体での情報提供も必ず行うなど誰もが平等に情報を得られるようにする必要があります。

### 取組状況

横浜市は、インターネットによる適切な情報提供や管理に努めるとともに、市民、事業者等にも様々な機会を通じて啓発を行っていきます。また、児童生徒やその保護者に対しては、学校教育を通じて適切な利用について理解を図っていきます。

### 施策の方向性

インターネットによる適切な情報提供や管理に努めるとともに、市民（特に子ども）、事業者等にも様々な機会を通じて啓発を推進します。

調査・現状把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権に関する市民意識調査の実施</li> <li>・子どもたちのネット利用に係る実態調査の実施</li> </ul>
研修・教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種事業を通じたインターネット使用におけるモラルやリスクについての啓発</li> <li>・インターネットを利用する児童生徒への指導及びその保護者への啓発</li> <li>・児童生徒が所持する携帯電話へのフィルタリングサービス利用についての保護者への周知</li> <li>・インターネット利用が困難な人に発生する情報格差を防ぎ、解消するための対応</li> <li>・事業者に対するインターネット利用に関わる人権についての意識啓発</li> </ul>
権利擁護システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談機関や窓口の周知</li> </ul>
人権ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノウハウを持つ人権関係団体・NPO法人などとの連携・協力</li> </ul>

## 13 災害に伴う人権問題

### 現状と課題

平成 23 年(2011 年) 3 月 11 日に発生した東日本大震災と、それに起因する原子力発電所の事故によって、多くの犠牲者と被災者がでました。そして東日本を中心に人々の心身や生活に大きな打撃を与えました。

避難所生活の中では、プライバシーが守れないことのほかに、高齢者、障害者、子ども、外国人などの「災害時要援護者」や女性に対する十分な配慮が行き届かないことなどの人権課題が顕在化しました。

また、長期化する避難生活のストレスから暴力や虐待などの人権侵害も問題となっています。

原子力発電所の事故については、放射線の影響のため、避難や転居を余儀なくされた人々に対し、風評での思い込みや心ない言動により、被災者を二重に傷つけるできごとも発生しました。

災害時には、不確かな情報に惑わされない冷静さとともに、「相手の立場に立って考える」「相手の気持ちを想像する」姿勢を忘れないことが大切です。

### 取組状況

横浜市では、市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、「災害対策基本法」(昭和 36 年(1961 年)) 第 42 条の規定に基づき、横浜市防災計画を策定しており、この中で、災害対策における「人権尊重」を規定しています。具体的には、高齢者、障害者、子ども、外国人などの「災害時要援護者」は、援護を必要とする状態が一人ひとり異なることを認識し、対応する必要があることや、災害対策のすべての事項を通して人権尊重の視点を取り入れるということが明記されています。

また、男女のニーズの違いへの配慮を行い、固定的な性別役割分担意識をなくし、方針決定過程や地域活動への女性の参画を促進するなど、防災対策に男女共同参画の視点を取り入れることなどを定めています。

## 施策の方向性

避難生活における安心・安全の確保、女性や災害時要援護者などに配慮した避難支援体制の整備に向けた施策を推進します。

調査・現状把握	・人権に関する市民意識調査の実施 ・横浜市民意識調査の実施
研修・教育・啓発の推進	・災害に備えるための避難所運営訓練等の実施・周知・啓発
権利擁護システムの構築	・災害時要援護者への配慮や男女共同参画の視点の防災計画等への反映
人権ネットワークの形成	・支援のノウハウを持つ人権関係団体・NPO法人などとの連携・協力

## ～国連組織による最終見解の主な内容について～

### 「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会による最終見解」（2013年5月17日）の主な内容について

- ・東日本大震災及び福島原発事故の被害への救済策の複雑さに留意して、委員会は高齢者、障害者、女性及び子どもといった不利益を被っている脆弱な集団の特別な要望が、避難の際並びに復旧及び復興の努力において十分に満たされなかったことに懸念を表明する。

## 14 その他の課題

### 【先住民族】

現在世界には、少なくとも 5,000 の先住民族が存在し、その数は 3 億 7,000 万人を数え、5 大陸の 70 カ国以上の国々に住んでいます。平成 19 年（2007 年）に採択された「国連先住民族権利宣言」では、先住民族について「自らの植民地化とその土地、領域および資源の奪取の結果、歴史的な不正義によって苦しんできた」との指摘がされています。

多くの先住民族は政策決定プロセスから除外され、ぎりぎりの生活を強いられ、搾取され、社会に強制的に同化させられたり、自分の権利を主張すると弾圧、拷問、殺害の対象ともなりました。また、迫害を恐れてしばしば難民となり、時には自己のアイデンティティを隠し、言語や伝統的な慣習を捨てなければならぬこともありました。

アイヌ民族<sup>\*</sup> は、日本列島の先住民族として独自の言語や生活様式、文化を持っていました。しかし、近世の幕藩体制下における搾取や抑圧に続き、日本が近代国家を形成する過程において、国策とされた北海道内における開拓優先政策などの中で迫害され、長く差別と困窮を強いられてきました。

平成 9 年（1997 年）、「アイヌ文化振興法」が施行され、平成 20 年（2008 年）6 月には、国会が「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を衆参両院で採択しました。現在、国において政策的な検討が進められています。

アイヌの人たちは、北海道だけでなく、首都圏にも多く居住しています。アイヌ民族の文化や歴史を理解し、民族としての誇りを尊重することで、ともに生きる社会を築くための取組を進めていきます。

琉球民族<sup>\*</sup> については、日本政府は「先住民族」とは認定していませんが、国連の人種差別撤廃委員会は平成 26 年（2014 年）8 月、日本政府に対し、沖縄の人々は「先住民族」だとして、その権利を保護するよう勧告する最終見解<sup>\*</sup> を発表しました。「彼らの権利の促進や保護に関し、沖縄の人々の代表と一層協議していくこと」も勧告し、民意の尊重を求めています。

### 【拉致被害者等】

北朝鮮が行った拉致は重大な人権侵害です。政府が認定した拉致被害者のほかにも、拉致の可能性が否定できない事案があることも指摘されています。

平成 18 年（2006 年）に施行された「北朝鮮人権侵害対処法」に基づき、横浜市は、神奈川県、川崎市や民間団体と連携した啓発活動を通して、一日も早い問題解決に向けて取り組んでいきます。

また、北朝鮮による拉致問題が、在日韓国人・朝鮮人等の方々に対する差別的な見方に繋がらないよう啓発に努めていきます。

## 【犯罪被害者等】

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害に加え、精神的にも、経済的にも様々な打撃を受けます。また、報道機関の行き過ぎた取材活動等により二次的な被害を受けることがあるなどの問題が指摘されています。

そのため、平成 17 年(2005 年)に「犯罪被害者等基本法」が施行され、地方公共団体に対しては、相談体制の整備など支援の取組が求められています。

また、同法第 8 条により、政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画を定めなければならないこととされており、平成 28 年(2016 年)3 月、「第 3 次犯罪被害者等基本計画(平成 28 年度(2016 年度)～32 年度(2020 年度))」が策定されました。

横浜市では、平成 24 年(2013 年)6 月から、犯罪被害者等支援のため、「横浜市犯罪被害者相談室」を開設し、犯罪被害に遭った市民からの相談支援を行っているほか、そうした人々への理解が深まるよう、さまざまな啓発事業を実施しています。

相談支援については、被害者等の気持ちに寄り添いながら話を伺い、できるだけ具体的かつ丁寧に関係機関や各区の窓口へ繋ぐことで、被害者等の負担を減らし、平穏な日常生活を取り戻せるよう、途切れない支援を行っていきます。

## 【刑を終えて出所した人】

刑を終えて出所した人は、本人が真摯な更生意欲を持っているにもかかわらず、就職や住居の確保にあたって差別を受ける場合があります。刑を終えて出所した人が円滑に社会復帰を果たすためには、周囲の人々や職場、地域社会の理解と協力が不可欠です。

横浜市では、関係機関、関係団体とともに、本人及び家族等への偏見や差別をなくすよう啓発に努めていきます。

## 【人身取引(ヒューマン・トラフィッキング)】

「人身取引」とは、搾取<sup>\*</sup>等の目的で、暴力等の方法により人の売買等の取引を行う行為で、重大な人権侵害にあたるとして、国は平成 21 年(2009 年)、「人身取引対策行動計画 2009」を策定しました。平成 26 年(2015 年)12 月には、新たに「人身取引対策行動計画 2014」が策定され、平成 32 年(2020 年)の第 32 回オリンピック競技大会(2020/東京)・東京 2020 パラリンピック競技大会に向けた「世界一安全な国、日本」を創り上げることの一環として、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組み、人身取引の根絶を目指すこととしました。

人身取引は、被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらします。被害者からの訴えや相談に適切に認知・対応できるよう、国の取組を踏まえ、関係機関・関係団体との情報交換や啓発に努めます。

## 【ハラスメント】

ハラスメントは、職場など様々な場面での「嫌がらせ、いじめ」を意味します。本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたりする発言や行動が問題となっています。

ハラスメントの種類は「セクシュアル・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」、「マタニティ・ハラスメント」\* など多様にあります。

「セクシュアル・ハラスメント」は、性的嫌がらせを意味します。「男女雇用機会均等法」の改正によって、平成 11 年（1999 年）4 月 1 日から「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止」について事業主の配慮義務が定められました。

横浜市では、平成 13 年（2001 年）にセクシュアル・ハラスメントを定義し、その防止を盛り込んだ「横浜市男女共同参画推進条例」を制定し、啓発等の施策を展開しています。

「パワー・ハラスメント」の定義は、厚生労働省が設置した「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」（平成 24 年（2012 年））において、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」として提案されました。

さらに、妊娠・出産・産休・育休などを理由に職場で不利益な扱いをうける、いわゆる「マタニティ・ハラスメント」の根絶に向けた動きも強まっています。

平成 27 年（2015 年）11 月 17 日には、病院に勤める女性が妊娠を理由に降格されたことについて、「男女雇用機会均等法」に違反するとした広島高裁の判決が出されました。こうしたハラスメントは、女性だけでなく、育児をする男性に対して行われることもあります。

国においても、平成 27 年（2015 年）1 月に「男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の解釈通達」を改正し、妊娠・出産、育児休業などを契機としてなされた不利益取扱いは、原則として違法と解されることが明確化され、平成 28 年（2016 年）3 月に「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」の改正により事業主にこれらの不利益取扱いの防止措置義務が定められました。

こうしたハラスメントに対しては組織で取り組むことが大切であり、職場での相談窓口の設置や研修を行うなどの取組が必要です。

## 【生活困窮者】

近年の経済状況の変化により、生活困窮に至るリスクの高い人々や生活保護受給者が増大しており、日本の相対的貧困率\* は着実に上昇しています。特に、高齢者世帯や母子世帯の相対的貧困率

が高い状況となっています。

これは、急速な高齢化に伴い収入源が限られている高齢者が増加してきていることなどが原因と考えられます。また、母子世帯では、働く母親の多くが給与水準の低い非正規雇用であることも影響しています。家庭の経済的貧困が、子どもたちの教育や就労における機会均等に影響し、貧困が次世代に渡り、連鎖するといった問題も指摘されています。そのため、国は平成 25 年（2014 年）8 月に「子どもの貧困対策大綱」を策定し、親から子への貧困の連鎖を防ぐため、教育費の負担軽減や親の就労支援などに取り組む方針を立てました。

この他にも、失業、病気、家族の介護などをきっかけに生活困窮に陥る人々も増えています。

国は、平成 27 年（2015 年）4 月から「生活困窮者自立支援法」を施行し、さまざまな事情で経済的に困難を抱えている方に支援を行う制度をスタートさせました。生活保護のような現金給付ではなく、自立に向けた人的な支援が中心となっている制度です。

横浜市では、各区役所の生活支援課を相談窓口として、状況に応じた支援を行っていきます。

この他にも、ひとり親家庭、婚外子、児童養護施設\* や里親\* などの社会的養護のもとで育った人たちなどに対して差別や偏見の眼差しが向けられることがあります。

また、事件や事故の加害者の家族や周囲の人たちに、批判や好奇の眼が向けられることや労働者に対する賃金の未払い、長時間労働、退職強要など、ブラック企業といわれている人権を侵害するような事業所等の存在が問題となっています。

横浜市においては、中区の寿町周辺に、戦後の横浜港の港湾労働や高度経済成長期の土木・建設業などに従事する人たちの多くが地方から集住し、日雇就労という不安定な雇用制度の中で、横浜市の発展はもとより、我が国全体の戦後の産業構造の転換と経済発展の一端を担ってきました。

近年、この地域は、従来の日雇就労で生計を立てる人が減少する一方、他の地域にもまして高齢者が増加しています。そうした中で、住民は高齢者をはじめ誰もが安全・安心に住み、お互いに支えあいながら交流しやすい開かれたまちづくりを緩やかに進めています。

しかし、我が国の戦後を支えてきたこの地域や居住する人たちに対する差別意識や偏見があることは否めません。

こうした差別や偏見をなくすために、地域の歴史的な背景や現在の姿について正しい理解を促すよう啓発に努めていきます。

一人ひとりの人権は、誰にとっても等しくかけがえのないものであり、互いに尊重し合う寛容さが求められます。

## 第6章 市民・地域団体・事業者の皆様へ

人権問題の解決のためには、行政だけではなく、市民、地域団体、事業者を含めて社会全体で取り組んでいくことが重要です。また、事業者の中でもマスメディアの役割には大変大きなものがあります。市民をはじめとする地域社会の全ての主体が、その意義を理解して活動することにより、人権を尊重しあい、誰もが心豊かで暮らしやすい社会が実現されます。

### 1 市民の皆様へ

#### (1) 積極的な自己啓発

人権問題を自分自身の問題として捉え、考えましょう。

職場、学校をはじめとする様々な社会参加の中で行われる人権研修や行政・人権団体などが主催する人権啓発講演会などへ積極的に御参加ください。

様々な人権課題をめぐる状況や差別や偏見に苦しむ人々の声を聴くことは、人権について考えるきっかけとなります。

#### (2) 差別されている当事者とのふれあい

差別や偏見は、実際の姿を知らないまま固定的な観念にとらわれ、差別されている当事者とのコミュニケーションを欠く中で生まれ浸透していきます。

関心のある分野での支援に取り組むボランティア活動への参加や、地域イベントの交流の機会などを通じてその当事者の人々とふれあい、気持ちや実際の姿を知ってください。

互いをよく知り近づき合うことが、差別をなくす何よりの一歩となります。

#### (3) グループなどによる自主的な活動

人権啓発講演会や差別されている人々とのふれあいを通して関心を持ち、グループなどで自主的に学習に取り組みましょう。

横浜市は、人権問題に関する市民の皆様への自主的な取組を支援します。

#### (4) 日常生活での実践

誰もが「自分らしく生きたい」と願っています。それが社会の中で実現されるためには、互いに違いを認め合い、尊重し合う意識が社会にしっかりと根を張る必要があります。

市民の皆様においては、一人ひとりの日常生活の中で、人権を尊重する社会の実現に向けた行動の実践や問題提起をお願いします。また、行政に対する意見表明についてもお待ちしております。

## 2 地域団体の皆様へ

### (1) 啓発・研修の取組

地域社会で活動する様々な団体の皆様は、それぞれの活動目的に応じて、その構成員や事業対象者に対して啓発・研修に取り組むようお願いいたします。

### (2) 差別されている当事者の参画の促進

地域でノーマライゼーション\* を推進していくためには、様々な立場の人々の参画を得て、その声や意見を聞くことが大切です。

地域での生活で課題を抱える人々が参画できる仕組みを工夫して、地域福祉計画や防災の取組に障害者の参加を求めるなどすることにより、その意見を反映しながら取り組むことが必要です。

### (3) 地域としての取組

今日では、地域における人間関係の希薄化や相互扶助機能の低下により、人権問題の発見が妨げられ、深刻化することもあり、解決をより困難にする場合もあります。こうした地域社会の状況に対処するためには、地域の中で豊かな人権意識が育まれ、広められることが不可欠です。

そのため、地域交流の拠点等を活用し、地域団体等の皆様が身近な課題や地域の実情に合わせたテーマで人権に関する啓発・研修を進めることなどに取り組んでいただくことが期待されています。

## 3 事業者の皆様へ

### (1) 就職差別の解消

就職は、社会生活を営む上で、生活基盤の安定や自己実現を図るという大変大きな意味を持ちます。

基本的人権を尊重した機会均等の保障と、その人の適性と能力に基づいた公正な採用選考\*が行われなければなりません。

### (2) 誰もが働きやすい職場づくり

誰もが働きやすい職場をつくることは、企業全体の利益につながるものです。

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは被害者の心身に深い傷を残す人権侵害です。

事業者の責務として、働きやすい環境を整えるとともに、人権研修に積極的に取り組んでくだ

さい。

そのため、横浜市は事業者を対象とした人権啓発や事業者が行う人権研修に関する自主的な取組に対してより一層の支援を進めていきます。

### **(3) 地域社会の一員としての企業**

人権の視点から企業活動の点検を行うとともに、企業活動を通して、社会的な問題解決や地域社会に積極的に関わっていくことが期待されています。

また、ボランティア活動に参加しやすいような社内体制づくりや、地域への社会貢献の推進、さらに、地域で活動する人権関係団体・NPO法人などとの連携・協力をお願いします。

マスメディアにおいては、世論の形成に重要な役割を果たす立場にあることから、様々な人権問題に積極的にアプローチし、社会に対する提起と理解促進へ向けた働きかけが期待されます。

社会的に差別されている当事者は、差別や偏見に根ざした固定的な見方に苦しんでいます。報道によってそれらが助長されることがないように、また、マスメディアの影響の大きさから、新たな感染症が判明した場合や、事件・事故の被害者・加害者双方やその家族など周囲の人たちへの対応などについても、個人の名誉を傷つけたりプライバシーを侵害したりすることがないように配慮してください。

# 資料

## 資料1

平成27年度『人権に関する市民意識調査』の概要

## 資料2

平成27年度『人権に関する市民意識調査』結果（抜粋）

## 資料3

主な人権関係法

## 資料4

国際人権諸条約一覧

## 資料5

用語解説

## 資料6

指針改訂に関わる協力団体等一覧

# 資料 1

## 平成 27 年度『人権に関する市民意識調査』の概要

### 1 調査の目的

人権尊重の意識を高めるため、人権啓発をはじめ、より効果的に人権に関する取組を推進していくために、人権に関する市民の意識調査を行います。

### 2 調査方法

- ◆ 調査対象 横浜市内に居住する満 20 歳以上の市民 5,000 人を、住民基本台帳から無作為に抽出
- ◆ 調査方法 郵送による配布・回収（ハガキによる礼状兼督促状を 1 回送付）
- ◆ 調査期間 平成 27 年 7 月 1 日（水）～7 月 31 日（金）

### 3 調査項目

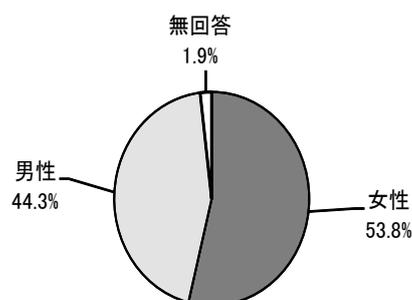
- ◆ 人権や差別について（問 1～7）
- ◆ 風習や結婚時の身元調査について（問 8～9）
- ◆ 同和問題について（問 10～16）
- ◆ 人権問題に対する課題や施策について（問 17～35）
- ◆ 人権啓発活動について（問 36～41）

### 4 回収結果

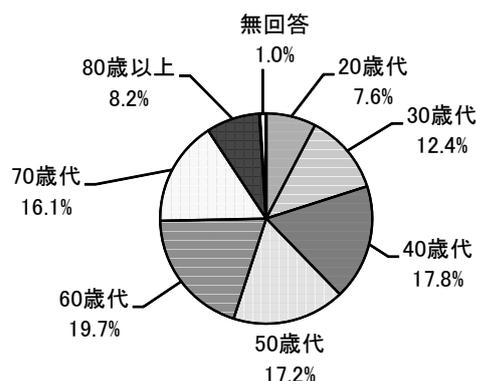
有効回収票：2,021 票      有効回収率：40.4%  
うち 外国籍市民 9 票

### 5 回答者の属性

- ◆ 性別  
女性 1,088 人  
男性 895 人  
無回答 38 人

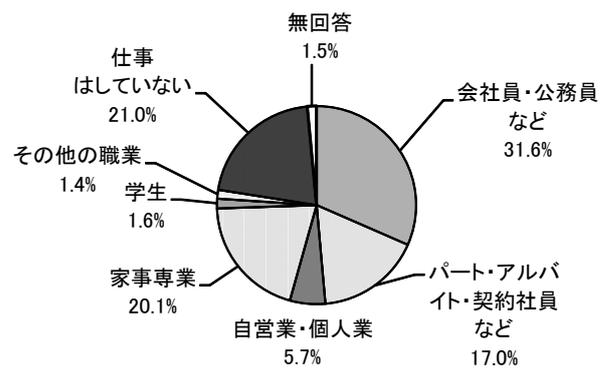


- ◆ 年齢  
20 歳代 154 人  
30 歳代 251 人  
40 歳代 359 人  
50 歳代 347 人  
60 歳代 398 人  
70 歳代 326 人  
80 歳以上 166 人  
無回答 20 人



◆ 職業

会社員・公務員等	638人
パート・アルバイト・契約社員など	344人
自営業・個人業	116人
家事専業	407人
学生	32人
その他の職業	29人
仕事はしていない	425人
無回答	30人



## 資料 2

### 平成 27 年度『人権に関する市民意識調査』結果（抜粋）

《集計にあたって》

- ◇ 単純回答の設問の場合、回答者割合の％値は小数点第 2 位を四捨五入するため、合計が 100％にならない場合があります。

横浜市では、人権啓発をはじめ、より効果的に人権に関する取組を推進していくために、概ね 5 年ごとに人権に関する市民の意識調査を行っています。

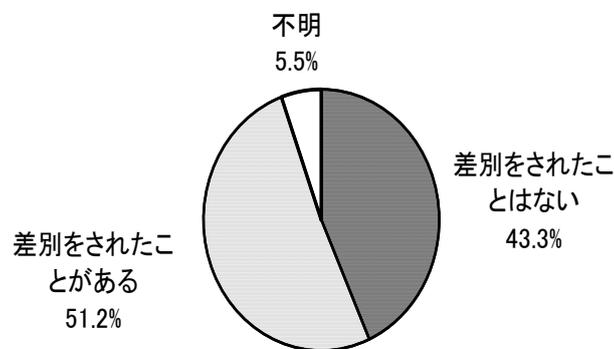
人権に対する市民の意識や考えを把握するとともに、差別の実態についても調査しています。

○ 差別をされた経験については、

- ① 差別をされたことがない：876 人（約 43％）、② 差別されたことがある：1,034 人（51％）、  
③ 不明：111 人（約 6％）

となっています。

差別をされた経験（回答数：2,021 人）

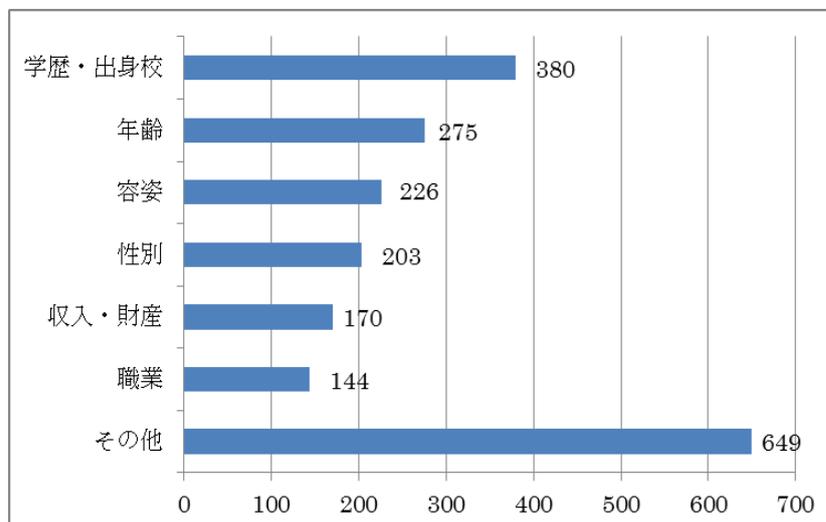


また、上記の②「差別されたことがある」の内容としては、（回答中「差別されたことがある」を選択された数 1,034 人を 100％とする。複数回答方式のため、合計は回答者総数を超える。）

- ① 学歴・出身校：380 件（約 19％） ② 年齢：275 件（約 13％） ③ 容姿：226 件（約 11％）  
④ 性別：203 件（約 10％） ⑤ 収入・財産：170 件（約 8％） ⑥ 職業：144 件（約 7％） ⑦ その他  
他の項目の合計は 649 件（約 32％）

となっており、日常生活の中で多くの市民が差別された経験があることがうかがえる内容となっています。

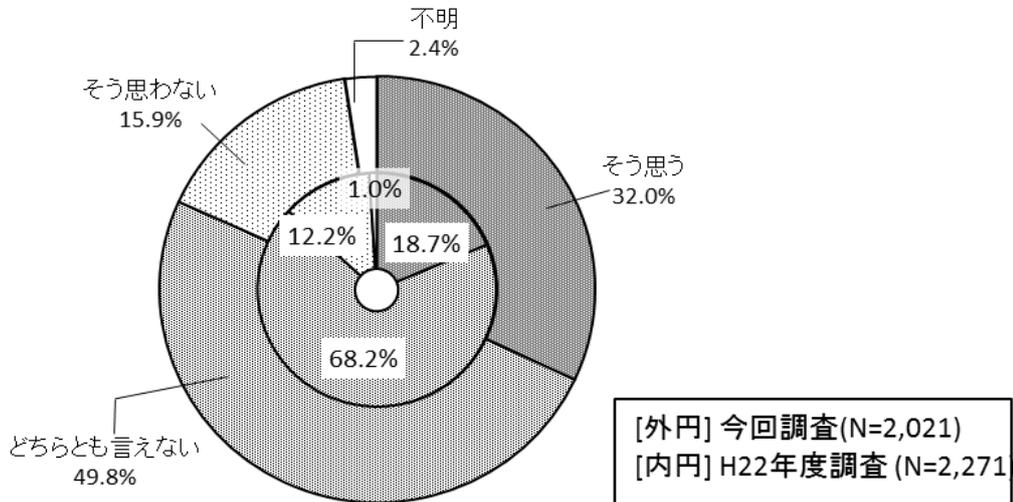
《差別の内容》



◆今の日本は基本的人権が尊重されている社会か

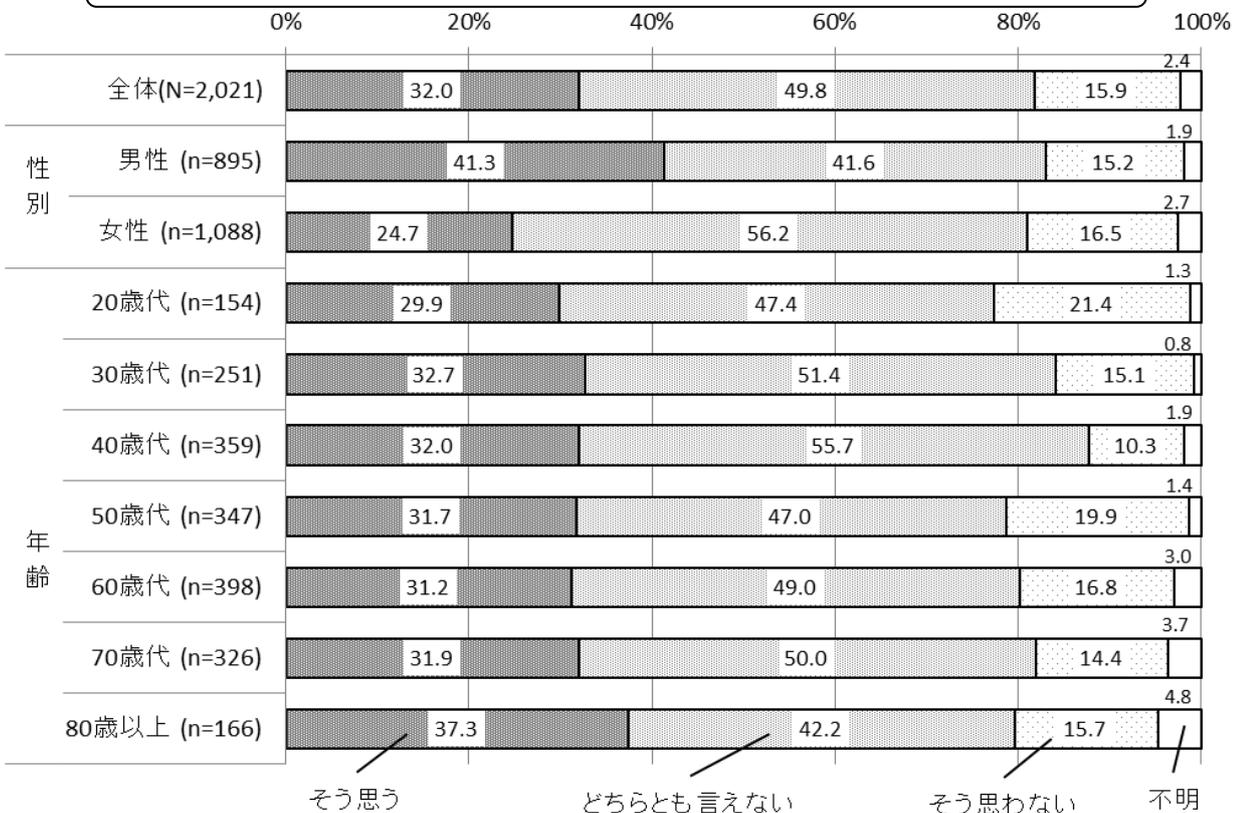
今の日本は基本的人権が尊重されている社会だと思うかを尋ねたところ、「どちらとも言えない」が49.8%と最も多く、「そう思う」が32.0%、「そう思わない」が15.9%である。「そう思う」は平成22年度調査の18.7%からおおよそ13ポイント増加している。

図2-1 今の日本は基本的人権が尊重されている社会か



性別で見ると、女性よりも男性で「そう思う」がおおよそ17ポイント、男性よりも女性で「どちらとも言えない」がおおよそ15ポイント多くなっている。

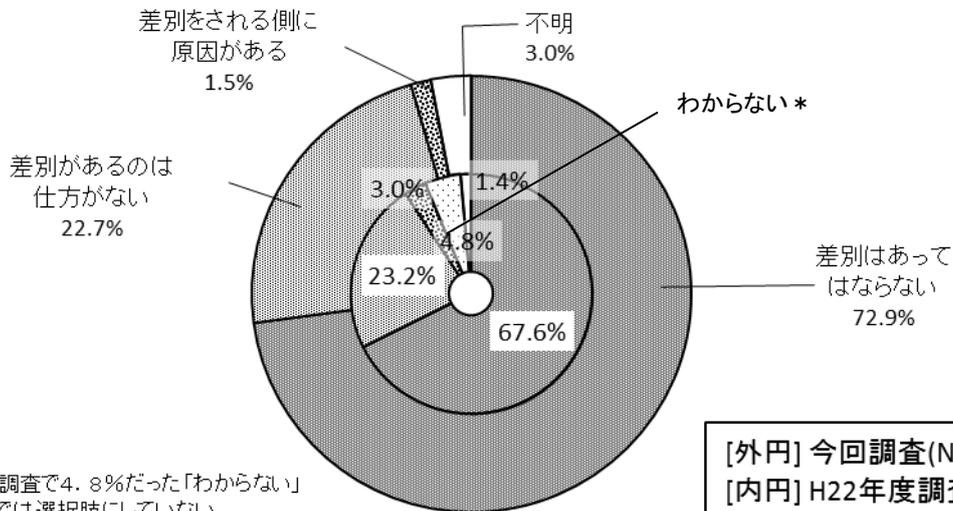
図2-2 今の日本は基本的人権が尊重されている社会か(性別・年齢別)



◆差別についての認識

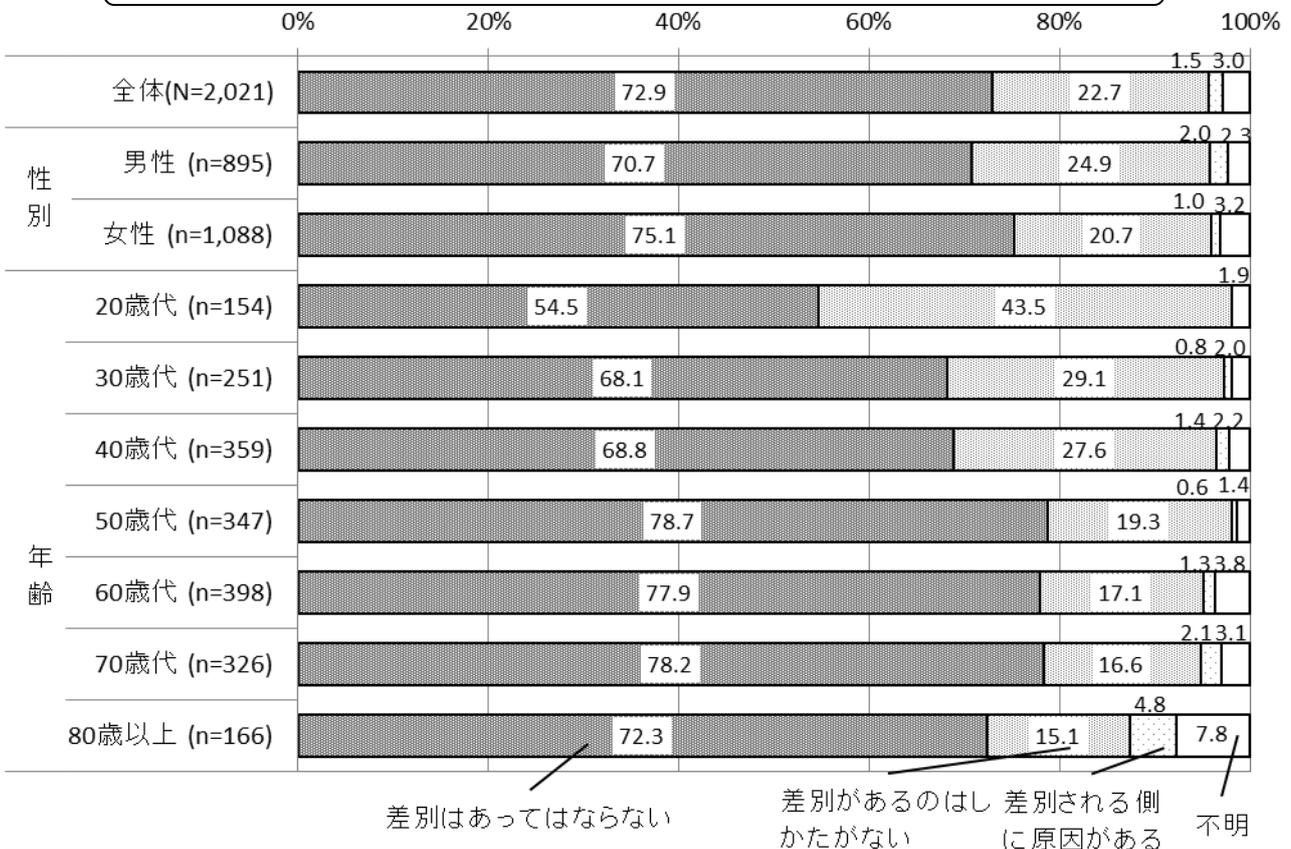
差別について、自分の考えに近いものを尋ねたところ、「差別はあってはならない」が72.9%と最も多く、「差別があるのは仕方がない」が22.7%、「差別をされる側に原因がある」が1.5%である。

図3-1 差別についての認識



性別年齢別で見ると、「差別はあってはならない」の回答は、男性よりも女性でおよそ4ポイント多く、30歳以上で多くなっている。また、年齢層が若いほど「差別があるのは仕方がない」が多い傾向がある。

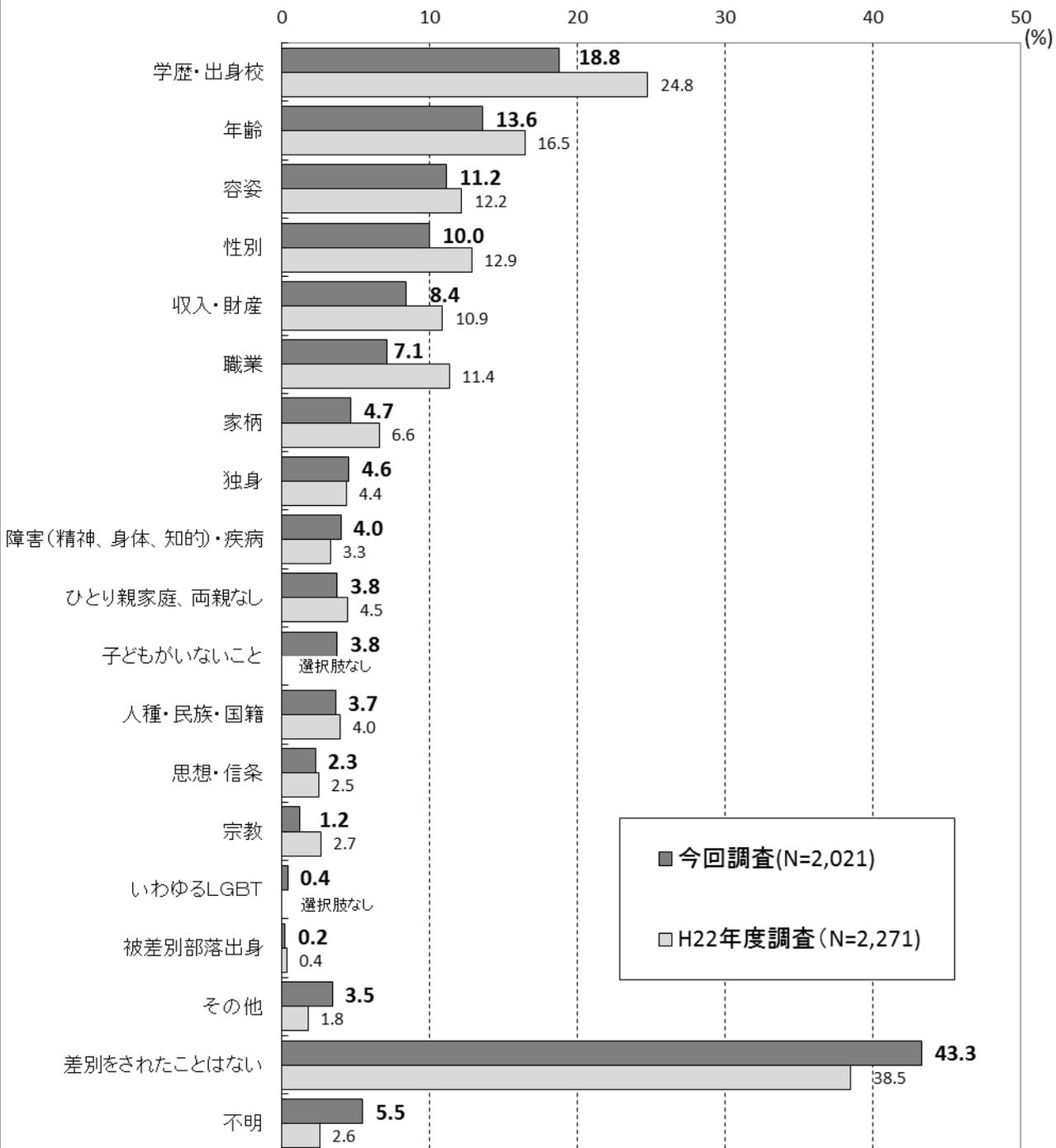
図3-2 差別についての認識(性別・年齢別)



### ◆差別された経験

自分がこれまでに、差別をされたと思ったことがあるか、ある場合、何について差別をされたかを尋ねたところ、「差別をされたことはない」が43.3%と最も多い一方、差別されたことがある場合は「学歴・出身校」が18.8%と最も多く、次いで「年齢」が13.6%、「容姿」が11.2%、「性別」が10.0%である。

図4 差別された経験[複数回答]



性別年齢別で見ると、男性よりも女性で「性別」についておよそ13ポイント、「年齢」についておよそ7ポイント多く、女性よりも男性で「差別をされたことはない」がおよそ11ポイント多くなっている。また、年齢層が高いほど「差別をされたことはない」、年齢層が若いほど「容姿」「性別」が多い傾向がある。

# 資料3

## 《主な人権関係法》

分野	名称	制定年
人権全般	人権擁護委員法	昭和24年(1949年)
	社会福祉法	昭和26年(1951年)
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)	平成12年(2000年)
子ども	児童福祉法	昭和22年(1947年)
	母子及び父子並びに寡婦福祉法(母子及び寡婦福祉法)	昭和39年(1964年)
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童買春禁止法)	平成11年(1999年)
	児童虐待防止等に関する法律(児童虐待防止法)	平成12年(2000年)
	子ども・若者育成支援推進法	平成21年(2009年)
	子ども・子育て支援法	平成24年(2012年)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)	平成25年(2013年)
	いじめ防止対策推進法	平成25年(2013年)
男女	売春防止法	昭和31年(1956年)
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)	昭和47年(1972年)
	男女共同参画社会基本法	平成11年(1999年)
	ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)	平成12年(2000年)
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)	平成13年(2001年)
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	平成27年(2015年)
高齢者	老人福祉法	昭和38年(1963年)
	高齢社会対策基本法	平成7年(1995年)
	介護保険法	平成9年(1997年)
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	平成13年(2001年)
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)	平成17年(2005年)
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)	平成18年(2006年)
障害児・障害者	身体障害者福祉法	昭和24年(1949年)
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)	昭和25年(1950年)
	知的障害者福祉法	昭和35年(1960年)
	障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)	昭和35年(1960年)
	障害者基本法	昭和45年(1970年)
	身体障害者補助犬法	平成14年(2002年)

分野	名称	制定年
障害児・障害者	発達障害者支援法	平成 16 年(2004 年)
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)	平成 18 年(2006 年)
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する 法律(障害者虐待防止法)	平成 23 年(2011 年)
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律(障害者総合支援法)	平成 17 年(2005 年)
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差 別解消法)	平成 25 年(2013 年)
同和問題	部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消法)	平成 28 年(2016 年)
外国人	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取 組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)	平成 28 年(2016 年)
ホームレス等	生活保護法	昭和 25 年(1950 年)
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス 自立支援法)	平成 14 年(2002 年)
	生活困窮者自立支援法	平成 25 年(2013 年)
拉致被害者	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律 (拉致被害者支援法)	平成 14 年(2002 年)
	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に 関する法律(北朝鮮人権侵害対処法)	平成 18 年(2006 年)
性的少数者	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(性同一 性障害特例法)	平成 15 年(2003 年)
自死・自死遺族	自殺対策基本法	平成 18 年(2006 年)
インターネット	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律 (リベンジポルノ被害防止法)	平成 26 年(2014 年)
アイヌ民族	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及 及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)	平成 9 年(1997 年)
犯罪被害者	犯罪被害者等基本法	平成 16 年(2004 年)
災害被害者	被災者生活再建支援法	平成 10 年(1998 年)
	東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民 等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施 策の推進に関する法律(子ども・被災者支援法)	平成 24 年(2012 年)
ハンセン病回復者	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題 基本法)	平成 20 年(2008 年)
人身取引	人身保護法	昭和 23 年(1948 年)

※ 過去に名称変更を伴う改正を経ている法律については、現在の法律の名称を記載し、

また、元の法律が制定された年を制定年としています。

## 資料4

### 《国際人権諸条約一覧》

名 称	略称等	採択年
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	人身売買禁止条約	昭和 24 年(1949 年)
難民の地位に関する条約	難民条約	昭和 26 年(1951 年)
婦人の参政権に関する条約	婦人参政権条約	昭和 28 年(1953 年)
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	人種差別撤廃条約	昭和 40 年(1965 年)
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	社会権規約	昭和 41 年(1966 年)
市民的及び政治的権利に関する国際規約	自由権規約	昭和 41 年(1966 年)
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	女子差別撤廃条約	昭和 54 年(1979 年)
拷問及びその他の残虐な非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	拷問等禁止条約	昭和 59 年(1984 年)
児童の権利に関する条約	子どもの権利条約	平成元年(1989 年)
強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約	強制失踪条約	平成 18 年(2006 年)
障害者の権利に関する条約	障害者権利条約	平成 18 年(2006 年)

## 《用語解説（五十音順）》

## ア行

## 「アイヌ民族」

「アイヌ」とは、アイヌ語で「人間」という意味。平成 25 年（2013 年）に北海道庁が行った調査では、道内に約 1 万 6 千人が居住していると報告されている。

## 「あらゆる形態の人権差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）

昭和 40 年（1965 年）12 月に国連総会において採択された条約。この条約は、あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための実際的措置の早期実現を当事国に求めている。

## 「いじめ防止対策推進法」

いじめの防止等のための対策に関し、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や基本となる事項を定めた法律。平成 25 年（2013 年）9 月から施行。

## 「依存症」

WHO（世界保健機関）の専門部会が提唱した概念では「精神に作用する化学物質の摂取やある種の快感、高揚感をともなう特定の行為を繰り返し行った結果、それらの刺激を求める抑えがたい欲求である渴望が生じ、その刺激を追い求める行動が優位になり、その刺激がないと不快な精神的、身体的症状を生じる精神的、身体的、行動的な状態のこと」とされている。アルコール、薬物、ギャンブルなどをやめたくてもやめられない病気。

## 「ウィーン宣言および行動計画」

世界人権会議により採択された、世界のあらゆる人権侵害に対処するための、国際人権法や国際人道法に関する原則や国際連合の役割、全ての国々に対する要求を総括した宣言及び行動計画。

## 「H I V (Human Immunodeficiency Virus)」

ヒト免疫不全ウイルス。H I Vに感染しても、早期に治療を開始することにより、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。H I Vは血液、精液、膣分泌液、母乳などに多く含まれる。

感染は、粘膜（腸管、膣、口腔内など）および血管に達するような皮膚の傷（針刺し事故等）からであり、傷のない皮膚からは感染しない。そのため、主な感染経路は「性行為による感染」、「血液による感染」、「母子感染」となっている。

## 「NPO法人」

「NPO」とはNon Profit Organizationの略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称で、NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のことをいう。

## 「LGBT」

L=レズビアン、G=ゲイ、B=バイセクシュアル、T=トランスジェンダーをそれぞれ表す。日本語で言うと、順番に、女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、生まれたときに法律的／社会的に割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人のこと。「LGBT」は性的少数者が自分たちのことを前向きに語る言葉として、北米やヨーロッパで使い始められ、日本でも浸透しつつある。

## 「エンパワメント (Empowerment)」

個人や集団が、その置かれた状況に気づき、課題を自覚して自ら状況を改善する力を発揮することをいう。

## カ行

### 「患者の権利に関する世界医師会リスボン宣言」

第34回世界医師会総会(昭和56年(1981年)ポルトガル・リスボンにて開催)にて採択された、患者の権利に関する世界宣言。序文と11の原則から成り、医師や医療従事者、医療組織が保障すべき患者の主要な権利について述べている。

### 「公正な採用選考」

「公正な採用選考」の一環として、新規高等学校卒業予定者については「全国高等学校統一応募用紙」を使用すること、従業員数が一定規模以上の事業所などについては「公正採用選考人権啓発推進員」の設置などの取組が進められている。

### 「合理的配慮」

障害者差別解消法は、行政機関や民間事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利・利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮(「合理的配慮」)を行うことを求めている。(例：筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション手段を用いる、会場の座席など、障害者の特性に応じた位置取りにする など)

### 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)

高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、高齢者の権利利益を擁護することを目的として、平成17年(2005年)に制定された法律。高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置などを定めている。

## 「国際児童年」

昭和 34 年（1959 年）11 月 20 日に国連総会で採択された〈児童の権利に関する宣言〉の採択 20 周年を記念して、昭和 54 年（1979 年）を「国際児童年」とする決議が、昭和 51 年（1976 年）の国連総会で採択された。

## 「国際人権規約」

世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したもので、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの。労働基本権、社会保障、教育および文化活動に関する権利などを規定する「社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）、生命に対する権利、身体的自由、表現の自由、裁判を受ける権利、参政権、平等権、マイノリティの権利などを規定する「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約）、自由権規約が規定する自由権の侵害に関する国際的な苦情申立てに途を開く自由権規約第一選択議定書、並びに自由権規約第二選択議定書（死刑廃止条約）からなる。日本は社会権規約と自由権規約を批准しており、昭和 54 年（1979 年）9 月から発効された。

## 「心ない声かけ」

「心ない声かけ」とは、むやみに自殺の詳細を聞く、なぜ家族が防げなかったのかを問う等がある。これらの声かけは、自死遺族をさらに苦しくつらい状況に追い込み、自分の気持ちを語ることを困難にしている。

## 「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする法律。平成 26 年（2014 年）1 月施行。

## サ行

## 「最終見解」

国連の人種差別撤廃委員会の最終見解では、ユネスコ（国連教育科学文化機関）が琉球・沖縄について特有の民族性、歴史、文化、伝統を認めているにもかかわらず、日本政府が沖縄の人々を「先住民族」と認識していないとの立場に「懸念」を表明した。

## 「搾取」

「搾取」とは、性的搾取、強制労働、臓器の摘出などをいう。

## 「里親」

里親制度とは、家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度のこと。里親の種類としては「養育里親」「養子縁組を希望する里親」「親族里親」がある。

## 「ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index : GGI）」

経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから作成される各国における男女格差に関する指数をいう。

## 「識字問題」

「識字」とは、文字を読み書きし、使用する力をいう。日本は識字率が高いため、非識字者の困難が認識されにくいという課題がある。同和地区出身者や在日韓国・朝鮮人の高齢者には、識字が困難な人が少なくない。他にも、様々な事情で学校に行けなかった人たち、また、近年は就労のため来日した外国人やその子どもたちなどにも同様の課題がある。

## 「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」

児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的として、平成 12 年（2000 年）に制定された法律。児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見、児童虐待を受けた児童の保護等、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童を発見した者の福祉事務所または児童相談所等への通告義務などを定めている。

## 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」

平成元年（1989 年）11 月に国連総会で採択された条約。子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指し、18 歳未満のすべての子どもに適用される。日本は、平成 6 年（1994 年）に批准した。

## 「児童ポルノ」

児童が関わる性的な行為等を視覚的に描写した画像など。児童の定義は国によって異なる。日本の児童福祉法・児童買春処罰法などでは 18 歳未満の者を児童と規定している。

## 「児童養護施設」

親の病気や経済的理由、そして親からの虐待など、何らかの理由で家庭生活を続けることが困難となった子どもたちが利用する入所施設。

利用する子どもの年齢は、概ね 1 歳過ぎから 18 歳までだが、特別の理由や条件が整えば乳児から 20 歳までの子どもたちが利用している。

## 「障害者基本法」

障害者の自立や社会参加を支援するための施策について、基本事項を定めた法律。心身障害者対策基本法が平成 5 年（1993 年）に一部改正され、改題された。すべての障害者は、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、障害を理由として差別されないことを基本理念とする。

## 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）

平成 24 年（2012 年）10 月 1 日から、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対して通報義務を課すなどしている。最近では、身体的虐待だけでなく経済的虐待（搾取）も増加傾向にある。

## 「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）

あらゆる障害のある人の尊厳と権利を保障するための包括的・総合的な国際条約で、平成 18 年（2006 年）に国連で採択された。日本は平成 26 年（2014 年）に批准した。

障害者権利条約の第 2 条では、「意思疎通」、「言語」について次のように定義されている。

『意思疎通』とは、言語、文字表記、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用可能なマルチメディア並びに筆記、聴覚、平易な言葉及び朗読者による意思疎通の形態、手段及び様式並びに補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用可能な情報通信技術を含む。）をいう。『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」

また、第 21 条には基本的人権のひとつである表現および意見表明の自由権および情報の利用権（いわゆる「知る権利」）を障害のある人にも他の人と同様に保障した規定がある。

### 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」

昭和 54 年（1979 年）に国連で採択された。男女平等の原則に基づき、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他あらゆる分野における女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための措置を規定したもの。男女の平等の達成に貢献することを目的としている。日本は、昭和 60 年（1985 年）に批准した。

### 「人権教育のための国連 10 年」

平成 6 年（1994 年）の国連総会において決議されたもの。平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）までの 10 年間を対象とし、人権教育を「知識と技術の伝授及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義している。

なお、「人権教育のための国連 10 年」の終了を受け、平成 16 年（2004 年）12 月の第 59 回国連総会は、平成 17 年（2005 年）～平成 19 年（2007 年）を「人権教育のための世界プログラム」（第一段階）とするという決議を採択した。「世界プログラム」は、数年ごとの段階を決め、その段階ごとに領域を定め、行動計画を策定することとなっている。第一段階（2005－2007 年）は「初等中等教育学校制度における人権教育」に焦点をあてた。その後、平成 22 年（2010 年）1 月から平成 26 年（2014 年）末までの 5 年間は第二段階とされ、「高等教育と、あらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権研修」に重点が置かれた。さらに、平成 27 年（2015 年）～平成 31 年（2019 年）が第三段階とされ、人権教育の優先対象をメディア関係者やジャーナリストとすることとされている。

### 「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」

国は、この行動計画で、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者等、刑を終えて出所した人、などの個別分野を重要課題とした。

### 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的に平成 12 年（2000 年）に制定された法律。

### 「人権教育・啓発に関する基本計画」

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、平成 14 年（2002 年）3 月に国が策定した計画。日本における人権教育・啓発の現状、基本的なあり方や推進の方策を位置づけている。推進の方策については、人権一般の普遍的な視点からの取組とともに、子ども、高齢者、女性、障害のある人などの個別の人権課題への取組を明記している。

## 「人権に関する市民意識調査」

市民の皆様の人権に関する意識を把握し、今後の人権施策を推進していくために、横浜市において実施している調査。概ね5年を目途に実施しており、過去に平成5年（1993年）、12年（1998年）、17年（2005年）、22年（2010年）、27年（2015年）に実施。

## 「スティグマ」

他者や社会集団によって個人に押し付けられた負の表象・烙印のこと。

## 「世界人権会議」

国連の主催によりオーストリア・ウィーンで平成5年（1993年）6月14日から25日にかけて開催された人権に関する国際会議。冷戦終結後開催された最初の人権に関する国際会議であり、その成果はウィーン宣言及び行動計画としてまとめられた。

## 「世界人権宣言」

昭和23年（1948年）12月10日に国際連合第3回総会で採択された。前文と30ヶ条からなり、第1条では、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつその尊厳と権利について平等である。（抜粋）」と述べられている。「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めている。なお、昭和25年（1950年）の第5回国連総会において、毎年12月10日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行うことが決議された。

## 「セクシュアル・ハラスメント」

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体に対する不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。男性が女性に対して行う言動のみならず、男性が男性に、女性が男性に、あるいは女性が女性に対して行う言動も含まれる。

## 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」

平成19年（2007年）に国連総会において採択された国連総会決議。宣言は、文化、アイデンティティ、言語、雇用、健康、教育に対する権利を含め、先住民族の個人および集団の権利を規定している。

## 「相対的貧困率」

国民を所得順に並べ、その中央値の半分に満たない人の割合をいう。

## 「SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）」

Social Networking Service の略。「人同士のつながり」を電子化するサービスのこと。日本ではmixiやTwitter、世界ではFacebookなどが知られている。

## 「SOG I（ソギまたはソジ）」

Sexual Orientation（性的指向）と Gender Identity（性自認）の頭文字を結合し、性の多様性を表す言葉のこと。

## タ行

### 「男女共同参画行動計画」

「横浜市男女共同参画推進条例」第8条に基づく行動計画であり、「男女共同参画社会基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に規定する計画にあたるもの。平成28年（2016年）に「第4次横浜市男女共同参画行動計画（平成28年度（2016年度）～平成32年度（2020年度））」を策定。

### 「同和対策審議会答申」

昭和35年（1960年）に総理府の附属機関として設置された同和対策審議会が、内閣総理大臣からの諮問「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」に対し、昭和40年（1965年）に審議した結果として出したもの。この答申には、部落差別の解消は「国民的な課題」であり、「国の責務である」と明記されている。

### 「同和対策に関する特別措置法」

同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、昭和44年（1969年）に制定された10年間の限時法（後に、法期限を3年間延長）。国は、33年間に本法も含めて3度にわたり特別措置法を制定した。

### 「DV（ドメスティック・バイオレンス）」

Domestic Violence の略で、配偶者や恋人など親密な間柄で行われる暴力を指す。身体的なものだけではなく精神的、経済的、性的なさまざまな暴力をもすべてを含んだ暴力のことをいう。

## ナ行

### 「認知症」

認知症は脳の障害に起因する症状で、加齢とともに発症率が高くなり、また、誰もが発症する可能性があることから、社会全体の課題として捉える必要がある。高齢者だけではなく、働き盛りの若い年代でも認知症になることがあり、65歳未満で発症する認知症を若年性認知症という。この場合、仕事ができなくなり経済的困窮に陥ることや子どもの保育・教育が困難になることも課題とされる。また今日では、認知症の家族を介護している人もまた認知症を患っている状態の「認知介護」の問題も課題となっている。

認知症になっても、人格が失われるわけではなく、感情があり、本人自身が不安や葛藤を抱えていることを理解し、本人の尊厳を損なわないように受け止めることが大切である。しかし、介護者の負担は大きく、虐待の原因となることも少なくないため、早期の相談・支援とともに、本人や介護者が症状を隠すことなく、安心して生活できるような周囲の理解が必要であり、地域社会として「認知症を支えるまちづくり」が求められている。

### 「ノーマライゼーション (Normalization)」

障害のある人もない人もともに生きる社会こそノーマル(普通)であり、本来の姿であるとする考え方。また、そうした社会を実現しようとする取組を指す。

## 八行

### 「バリアフリー」

高齢者や障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くという意味。元は建築用語として登場し、道路・建物などの段差の解消等物理的な面で用いることが多いが、より広く高齢者や障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の解消や、情報バリアフリーのように情報機器の利用環境等における障壁の解消についても用いられる。

### 「パワー・ハラスメント」

職務権限を背景にした職場等でのいやがらせをいう。

### 「ハンセン病」

感染症への偏見が重大な人権侵害を引き起こした代表的なものの一つ。

ハンセン病は感染力が大変弱いにもかかわらず、政府が隔離収容政策を取ったことや身体的な後遺症を伴うことなどのため、平成8年（1996年）に「らい予防法」が廃止されるまで、患者は隔離され、病気が治癒しても、なお社会復帰ができないまま、療養所の中での生活を余儀なくされていた。

平成21年（2009年）には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病患者・元患者等が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるよう基盤整備や福祉の増進、名誉の回復等を図っていくこととされた。

### 「ピアサポート」

同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間（英語で「peer」（ピア））が、体験を語り合い、感情を共有し、支え合うこと。

### 「ひきこもり」

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念。（ひきこもりの評価・支援に関するガイドラインより（厚生労働省））

### 「ビジネスと人権に関する指導原則」

平成23年（2011年）に国連人権理事会で承認された、全ての国と企業が尊重すべきグローバル基準をいう。

### 「ヘイトスピーチ（Hate Speech）」

人種、国籍、宗教、性別、障害、出身・出生などに基づいて、個人または集団を脅迫、侮辱し、おとしめたりする表現のことをいう。さらには他人をそのように扇動する言動等を指す。差別的憎悪表現とも呼ぶ。

### 「ヘイトスピーチの違法性を認めた判決」

ヘイトスピーチと呼ばれる差別的発言の街宣活動で授業を妨害されたとして、学校法人京都朝鮮学園（京都市）が「在日特権を許さない市民の会」（在特会）などを訴えた訴訟の上告審で、最高裁第3小法廷（山崎敏充裁判長）は、在特会側の上告を退ける決定をした。これにより、学校の半径200メートル以内での街宣活動の禁止と、約1200万円の損害賠償を命じた一、二審判決が確定した。

### 「法定雇用率」

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務がある（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成 25 年（2013 年）4 月 1 日から次のように変更された。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成 25 年 4 月 1 日以降
民間企業	1.8%	⇒ 2.0%
国、地方公共団体等	2.1%	⇒ 2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0%	⇒ 2.2%

### 「本人通知制度」

本人の権利及び利益を保護し、住民票等の不正取得を抑止するため、住民票の写しや戸籍謄本等が本人以外の第三者に不正に取得された場合に、その事実を本人に通知する制度。

## マ行

### 「マタニティ・ハラスメント」

妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格など不利益な取り扱いを行うことをいう。

## ヤ行

### 「ユニバーサルデザイン」

年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性の違いを超えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方。

### 「ゆめはま人権懇話会」

平成 22 年度（2010 年度）を目標年次とした総合計画「ゆめはま 2010 プラン」において人権施策指針づくりが挙げられ、それに伴い、施策推進の基本理念や方向性について市民の意見を聞くために設置された。

### 「横浜市いじめ防止基本方針」

「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 25 年（2013 年）12 月に策定。いじめの防止等の取組を市全体で円滑に進めていくことを目指し、「すべての子供の健全育成及びいじめのない子供社会の実現」を方針の柱としている。

### 「横浜市基本構想（長期ビジョン）」

平成 18 年（2006 年）に策定。市民全体で共有する横浜市の将来像であり、その実現に向けて、横浜市を支えるすべての個人や団体、企業、行政などが、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となるもの。

### 「横浜市人権懇話会」

「横浜市人権施策基本指針」に基づき、人権尊重を基調とした市政及び人権施策の推進を図るため、人権問題に取り組む市民団体・NPO法人の方々等と幅広く意見交換を行う「場」として設置したもの。

### 「横浜市人権施策推進会議」

「横浜市人権施策基本指針」に基づき、人権施策の総合的・体系的な推進を図るため、副市長を議長とし、政策局長、政策局女性活躍・男女共同参画担当理事、総務局長、国際局長、市民局人権担当理事、こども青少年局長、健康福祉局長、経済局長、教育長及び区長代表者からなる会議。

この会議のもとに人権施策の推進に係る課題について研究、協議、調整を行う幹事会や人権施策の実施に係る課題等についての協議、調整を行う専門部会を設置している。

### 「横浜市中期4か年計画2014～2017」

平成26年（2014年）に策定。平成37年（2025年）の目指すべき姿に向け、未来の横浜を切り拓く骨太な戦略である「未来のまちづくり戦略」や計画期間の4年間（2014～2017）で取り組む「基本政策」、政策を進めるにあたっての土台となる持続可能な「行財政運営」の取組を示している。

## ラ行

### 「琉球民族」

旧琉球王国の領域であった沖縄県の沖縄諸島と先島諸島、鹿児島県奄美群島に住む人々の言語、生活習慣、歴史的経緯から、独自の一族であると定義した場合、それを指している。

### 「リベンジポルノ被害防止法」

平成26年（2014年）11月に施行。個人の名誉及び私生活の平穏の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的とした法律。（正式名称：私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律）

## 指針改訂に関わる協力団体等一覧

有識者	
神奈川大学 法学部教授	山崎 公士 氏
神奈川大学 法学部准教授	金子 匡良 氏

団体名（五十音順）	
特定非営利法人	HIVと人権・情報センター
特定非営利活動法人	かながわ女のスペースみずら
社会福祉法人	神奈川県匡済会
神奈川県地域人権運動連合会	横浜支部
一般社団法人	神奈川人権センター
かながわ人権フォーラム	
神奈川県精神障害者連絡協議会	
共同の家プラン	
寿支援者交流会	
寿地区自治会	
特定非営利活動法人	さなぎ達
特定非営利活動法人	SHIP
特定非営利活動法人	女性の家サーラー
特定非営利活動法人	信愛塾
全日本同和会	神奈川県連合会 横浜支部
全横浜屠場労働組合	
公益社団法人	認知症の人と家族の会 神奈川県支部
部落解放同盟	神奈川県連合会 横浜市協議会
国連NGO	横浜国際人権センター
横浜市心身障害児者を守る会連盟	
特定非営利活動法人	横浜市精神障害者家族連合会
公益社団法人	横浜市身体障害者団体連合会
横浜市人権擁護委員会	
公益財団法人	横浜市国際交流協会（YOKE）
公益財団法人	横浜市男女共同参画推進協会
社会福祉法人	礼拝会 ミカエラ寮





---

横浜市人権施策基本指針改訂版

平成 29 年 1 月

発 行： 横浜市市民局人権課  
〒231-0017 横浜市中区港町 1 - 1  
電話 045-671-2718 FAX 045-681-5453

---